

## 論文

## 島根史学会会報

第60号 2022.7.29

## 論文

『通言總籬』に描かれた茶道具  
—松平不昧と大黒屋庄六所持の瀧浪・御所丸について—島根県における選挙肃正運動の展開  
鹿島 美里杉谷 直哉  
一五頁書評  
松尾壽著『近世後期隱岐嶋流人の研究』  
松尾壽先生のご逝去を悼む（竹永二男・松本美和子・椋木利則）杉 岳志  
三九頁

## 『通言總籬』に描かれた茶道具

## —松平不昧と大黒屋庄六所持の瀧浪・御所丸について—

鹿島 美里

## はじめに

松江藩藩主で大名茶人として有名な松平不昧がいる。その不昧の弟松平雪川は、戯作者山東京伝の洒落本『通言總籬』（天明七年刊）にも登場し、吉原遊里でも知られた通人の大名子弟であり、加えて雪川は山東京伝の後援者の一人であった。これまでに雪川と京伝はパトロンという関係で俳諧交友などを通じて密接につながっていたことが、京伝の作品から明らかとなっている（注<sup>1</sup>）。そして『通言總籬』に登場する茶道具から、京伝は弟の雪川だけでなく、兄の不昧とも文化を共有していたことが作品の会話から明らかとなつた。さらに『通言總籬』では

## 一、瀧浪茶入と松平不昧の係わり

『通言總籬』は、京伝の黄表紙『江戸生艶氣樺焼』（天明五年刊）に登場した遊び仲間の艶二郎・喜之介・志庵三人の会話から、当時の通人が過ごしていた最新のライフスタイルを描いた作品である。ファッション、音楽、流行語、持ち物、食べ物、

島根史学会会報 No.60

諸道具などの流行が語られる。通人がどんな着物を着ておしゃれを楽しみ、どんな音楽を聴き、持ち物は何を持つのか、食べ物は何が流行か、どこに通つて過ごすのかお洒落なのかなど最新の情報を『通言總籬』は三人の会話の中に織り込む。喜之介の家に集まつた三人はその後、大人の社交場である吉原へと向かう。『通言總籬』には当時の通人の最新の文化や流行がどのようなものであつたのかを教えてくれる洒落本となつてゐる。

『通言總籬』に登場する喜之介の家で諸道具の話となり、主人公の艶次郎が茶道具の話をしていた。どこの誰が茶碗を購入したかといった話に花を咲かせる。貴重な美術品をコレクションにすることは昔も今も通人の住む世界のステイタスとして位置づけられるだろう。そこで艶次郎が大枚をはたいて名物の茶入を購入した話となる。

**ゑん** 此ぢう数寄屋川岸の伏甚から瀬との玉川と瀧波を見せによこしたが、尤遠州の書付があつたが、四十両だいた、目ができるの。袋は白地の小ぼたん、一つは権太夫だつけ。どれもはくさきはよかつた(注2)

話の中で艶二郎が購入した瀬戸の茶入「玉川」と「瀧波」が登場する。この「玉川」と「瀧波」は茶道で名物と呼ばれる大変由緒のある茶道具とされた(注3)。そしてこの「瀧波」の茶入が不昧所持の茶入であることが明らかとなつた。『通言總籬』で茶入を購入した艶二郎のモデルに松平不昧公をあてこんでいたのである。艶二郎が購入した数寄屋川岸の「伏甚」とは、数寄屋橋御門外通りにあつた骨董商の伏見屋甚右衛門のことを指し、当時の江戸の有力な唐物を扱う道具商であつた。この伏見

屋甚右衛門は不昧お気に入りの道具商であり、不昧の茶会に参加した回数が三十八回にもおよんでいた(注4)。不昧の茶会参加では伏見屋甚右衛門が最多であり、その親密度が窺えるもので、不昧と伏見屋甚右衛門の関係をよく理解して京伝は作品に書いたといえる。天明五年六月三日に福知山藩主朽木昌綱に不昧が宛てた書簡によると、伏見屋甚右衛門から田沼意次の失脚により流失した田沼家の名器蔵品を買い求めたことが分かる(注5)。他にも懇意の道具商があり、竹屋忠兵衛や谷松屋権兵衛などがあげられる。この瀧浪と玉川の茶入が、不昧が書いたとされる名物茶道具の図説『古今名物類聚』(天明七年序)「中興茶入之部」に「瀧浪」「玉川」として記載されていた。不昧が『古今名物類聚』で小堀遠州の好みによつて選定されたものを中興名物とよんだことから、瀧浪や玉川は中興名物として格付けされている。その中興名物の瀧浪の茶入が不昧所持の名物茶入であることが分かつた。

瀧浪の伝来は、遠州所持の後、延宝六年十二月十一日土屋但馬守数直が所望し所持となつたことが『桜山一有筆記』(宝永四年刊)延宝六年十二月に、

一 同月十一日土屋但馬守殿被申受候、  
(略)

所望の道具

一 瀧浪

と記されていた(注6)。その後、京都の相模屋儀兵衛が取次ぎ、松平不昧が千両で買い上げた経緯が『伏見屋手控』に

瀧浪 中興銘物之部 小堀宗甫侯所持、後寛政の頃、京相

模屋儀兵衛と申者、千両に売上る  
とあり(注7)、不昧所持の茶道具目録帳『雲州名物』にも次の  
ように記していた(注8)。

瀧浪 小堀 寛政 京相模や儀兵衛 千両

さらに天保六年に書写された『不昧公所持 茶道具目録』

にも

### 一 瀧浪

小堀宗甫侯所持、後寛政ノ頃京相模屋儀兵衛と申者売

上候

と記されていた(注9)。これらの記述では寛政頃、不昧が相模屋から購入した経緯は分かつた。『通言總籬』では「瀧浪」、「玉川」を伏見屋甚右衛門から買ったとしていたが、実際には京都相模屋であつたことが判明する(注10)。しかし、『通言總籬』は天明七年正月の刊行であるため、寛政年間ではなく、それ以前の天明年間に不昧は瀧浪を購入したのではないか。京伝は実際の購入に関してアリティを持つて書いたのではないかと推察した。すると不昧は天明五年に福知山藩主朽木昌綱にあてた手紙で、瀧浪を他の名物とともに購入したことを見つけていたのである。

私需め候去年以来の品々、明白奉<sup>二</sup>言上<sup>一</sup>候事、實正也。

(略)

一、瀧浪（中興名物）（略）

先づ去年以来今日まで斯くの如く御座候。（略）

不昧

水無月三日(注11)

この手紙は天明五年六月三日の書状で不昧三十五歳の購入品になる。ここから不昧関係の道具目録に寛政頃購入とあつたが実際には天明五年であつたことが判明した。藤間亮氏によれば、不昧はこれら器物の伝来を『古今名物類聚』に記録し、その執筆過程で名器の所有者を把握し、江戸・大阪・京都の目利きの道具商を駆使し、主に土屋侯旧蔵品・冬木家旧蔵品・田沼侯蔵品の中から名品のほとんどを入手したとする。瀧浪は土屋但馬守が所持していたので、土屋家旧蔵品であつたことが分かる。『通言總籬』では艶二郎が「瀧波」と「玉川」二つで四十両と目が出るほど高かつたといつているが、実際に不昧が購入したところ瀧浪の茶入一つで千両という値段であつたことが分かり、遠州所持の中興名物がいかに高値で取引されたのかを物語つてゐる。不昧はこの瀧浪の茶入を購入すると寛政元年六月十日に松江城で行われた茶会で早速お披露目していることが『不昧公名物茶會記』に記されている。この茶会では瀧浪が遠州所持であつたことから、香合も遠州所持秋野蒔絵を用いて行われた。さらに瀧浪は寛政八年十一月十二日松江城での口切の茶事、寛政九年四月二十五日松江城での夜の茶会、朽木候を招いた寛政十二年十月二十二日江戸屋敷の茶会に使用されたことが不昧の茶会記に残る(注12)。

瀧浪の茶入は小堀遠州の家臣勝田八兵衛から献上された時、褒美として青江の脇差しを与えたことから、「青江」の別名もあり、この類いの茶入を「青江手」ともいう。瀬戸金華山窯茶入である。茶入の姿は『万宝全書』(元禄七年刊)卷六、五十  
三「青江手」に「裔<sup>スジ</sup>にて少し張り、胴にてしまり、是青江手の

約束なり」とあり、撫肩の肩衝で、胴は少しくびれているとする。『大正名器鑑』「実見記」（高橋義雄編）には「柿金氣地色に、肩の辺に黒釉叢々と掛り、其中より一條の黒ナダレ裾土の中程に至りて止まり、是より以下赤味を含みたる茶色の土を見せ、輪糸切にして全面磨り減らせり」とあり、茶褐色の肌に肩から黒釉が群がつてかかり、その中からひとすじなだれが落ち、それが裾の中程で止まる。裾以下は赤味を含んだ茶色の土が表され、底は輪糸切となると記す（注<sup>13</sup>）。この黒釉葉が一筋ながれる様子を遠州は落下する瀧の水のようだとし「瀧浪」と命名したのである。姿は撫肩で、『大正名器鑑』「実見記」にも、「瀧浪の名にも似ず、光沢余り冴えざれども、其形丸々として角張らず。至て大人しき茶入れなり」とあるように、瀧浪と命名されるが光沢はなく、穏やかな茶入の形容を持つ。この茶入の見所はやはり膨大な水を集めて落下する瀧の水の景色が黒釉のなだれの一筋となつて表れたところにあるだろう。瀧浪は現在、東京都港区にある畠山記念館所蔵となつており、特別展などの際に見ることができる。箱書は内箱・袋箱は遠州、外箱・蓋箱は不昧の筆による。『通言總籬』で艶二郎が「尤遠州の書付があつた」と語るのは、桐の内箱の表に「瀧浪」と小堀遠州の筆によつて書かれた箱書きのことを指していた。さらに瀧浪を入れた袋について、『通言總籬』で艶二郎は「白地の小ぼたん」と話している。『新日本古典文学大系85』（水野稔校注、岩波書店、平成二年）の注釈ではこれを「白地に牡丹の小模様のある古金欄」とし、瀧浪の仕覆の袋の一つとしていた。そこで実際の瀧浪の袋について見てみると、『御茶器帳（雲州藏帳）』には

## 仕覆の一つが

### 袋二ツ（略）

#### 一 白地長樂寺模様古金欄裏

と記載され（注<sup>14</sup>）、『不昧侯茶会記』寛政十二年十月二十二日の茶会にも「瀧浪」の茶入を用い、「袋 長樂寺」とある。さらに道具商伏見屋甚兵衛自筆の『不昧公御虫干控』（文化八年筆）にも瀧浪の袋の一つが「長樂寺白地」とあつた（注<sup>15</sup>）。現存する瀧浪の仕覆が白地長樂寺古金欄であり、長樂寺金欄には小花文金欄の文様がある。『通言總籬』では小牡丹の古金欄とあり、不昧が書いたとされる『古今名物類聚』で瀧浪の袋は「白地唐花模様紋金紋」と記されていた。ここから花の文様を織り出した名物裂だつたと考えられる。京伝は『古今名物類聚』も参考にして艶二郎に袋を語らせたのかもしれない。瀧浪の仕覆は花の文様と白地、古金欄の袋という点が一致した。

## 二、玉川茶入れについて

次に『通言總籬』で艶二郎が購入したとするもう一つの茶入の玉川は、不昧の所持ではないが、『古今名物類聚集』五「中興茶入之部 破風」に中興名物として記載されているものになる。瀬戸破風窯茶入、小堀遠州所持の肩衝茶入であつた。玉川は玉川手本歌の茶入となる。瀧浪も玉川も瀬戸茶入になるが、瀬戸茶入には茶入の窯分けをいう手分という分類がある。小堀遠州が試みた方法で中興名物と呼び名をつけ、標準となる一つの茶入を本歌と定め、それに類するものを「〇〇手」と称する。不昧も『瀬戸陶器濫觴』を著し、手分の分類を進めた。瀧浪茶

入の窯分けの一つ金華山窯には、瀧浪手、飛鳥川手、玉柏手などがあり、破風窯には翁手、玉川手などがある。艶二郎が購入するのは遠州所持の瀧戸茶入の手分で標準の本歌となる茶入であり、その茶入がいかに茶人垂涎の稀有な道具であるかが分かる。本歌の茶入の人気を示すものに『桜山一有筆記』では、今時分の茶湯は、「玉川の飛鳥川のと申を取り出し給ふより、世上こと、「く其移しを用て、天下に道具多くなりたる事也」とあり、玉川や飛鳥川の瀧戸茶入がもてはやされ、世の中でその写しが沢山作られ茶道具が多くなったことが分かるほど本歌の茶入は価値があつた。茶入が玉川と名付けられた理由は、茶入の景色に因み、『碧玉集』巻四、宗尊親王の次の歌から命名された。

## 萩花映水といふ事を

今ぞみる野ぢの玉川尋ねきて色なる浪の秋の夕ぐれ  
による。この「玉川」の名前の由来について『大正名器鑑』  
「実見記」に「黒飴釉中に縦に柿金気のヌケあり、其中に黄飴  
釉即ち鼈甲釉にて川瀬の如き景色現はれたるは、玉川の名を得  
たる所以ならん」と説明している。黒飴釉薬の中に釉薬のかかつ  
ていないヌケの部分に黄釉薬の景色が現れ、それが玉川の本歌  
の萩が映つた水を表す「色なる浪」のはなやかで美しい浪のよ  
うに見えることから名付けられたと考えられる。さらに「実見  
記」には「總体釉色光沢鮮麗」、「景色の面白き事言語に絶せり」  
とあり、茶入の正面となる置形には底際までなだれて止まる黒  
飴釉の一筋がある。形は肩先が丸みを帯び、下部で膨らんだ肩  
衝茶入で、『茶器名物図彙』中には「此茶入作薬もうるはしな

がら、おとなしくしつとりと淋しきところもあるゆへ」と形容される(注16)。伝来は小堀遠州、土屋相模守政直から松平弾正、神尾左兵衛、寛政頃松平伊賀守所有となり、江戸十人衆河村伝兵衛から伯爵松浦厚(心月)の所蔵となり、現在に至る。神尾左衛門や河村伝兵衛については詳しいことは分からなかつた。土屋家所蔵の茶道具目録『土屋家藏器目録』茶入の項に「玉川」として記載されている(注17)。土屋政直は瀧浪を所有した土屋数直の長子で、常陸國土浦藩主で老中も勤めた。その土屋家の茶道具を記したものを通して土屋藏帳というが、寛文、延宝期から享保年間にいたる大名の茶の湯の実態が分かり、茶道具の戸籍帳といわれる。中でも小堀遠州の中興名物を土屋家が引き継いでおり、土屋家の中興名物は大名茶人にとってあこがれの品であつた。そのため『通言総籬』でも遠州所持の中興名物が売りに出されたことが話題になつたと考えられる。その後、元文四年四月二十六日には土屋相模守直寿が玉川を用いて茶会を催したことが木全宗儀氏の『本茶會道具附』に記されていた(注18)。また、不昧所持の道具帳『雲州藏帳』に玉川の記載がないことから、この玉川本歌の茶入と同一かは分からぬが、『不昧公名物茶會記』で、不昧が茶入の「玉川」を使用したことが散見できた。茶會記によれば玉川は、安永八年十月八日の松江城での口切の茶事、安永九年三月十四日の松江城での茶会、寛政十年三月十七日の江戸屋敷での茶会、文化元年十一月七日の江戸屋敷での口切の茶事に用いられていた。

『通言総籬』の中で艶二郎が玉川に遠州の書付けがあつたとする。これは茶入を収める桐の箱の挽家の胴に金粉で遠州が

「玉川」と書いていたことと附属の掛物が備わっていることにによる。内箱は遠州の子小堀十左衛門筆、外箱が松平伊賀守筆で「玉川」と記されている。さらに玉川には遠州筆の掛物が備わつており、本歌となつた『碧玉集』の「玉川」の歌が記されている。遠州は瀬戸の古い茶入の中から優れた品を選んだが、玉川の瀬戸茶入は最高の目利きである遠州によつて見出され命名されていた。遠州によつて価値が見出されたことによつて、大名たちが競つて欲しがつたのである。袋は『通言總籬』で「權太夫」とあるが、玉川の袋は四つあるが、天鵝織花兔・弥左衛門間道・白地二重蔓銀欄・金剛切となつており、權太夫の名物裂の袋は見当たらなかつたのは残念である。

### 三、御所丸茶碗古田高麗と大黒屋庄六について

次に注目されるのは『通言總籬』で喜之介がこんな話を艶二郎たちにする。

**喜の** 角町の惣六がかうらいの御所丸、きんかいをもつていやしたつけ。

艶二郎の友達の喜之介が高麗焼茶碗の御所丸と金海の茶碗のことを話している。話に登場する茶碗の持ち主、角町の惣六とは、吉原角町で芸者を管理した見番の主人で、大黒屋庄六（正六）といい、俳号を秀民といつた吉原で重きをなした人物であった（注19）。この惣六こと庄六が高麗茶碗の「御所丸」を持つているというのである。ところでこの御所丸とは「古田高麗」と呼ばれる御所丸茶碗で、古来最も有名な茶碗の一つとして茶人の間で珍重された名品であつた。御所丸とは高麗茶碗の一種で、

朝鮮半島の交易船御所丸によつてもたらされたと伝えられる茶碗の種類のことをいう。「古田高麗」は御所丸の中でも第一の名椀として古くから知られたものであつた。それを吉原見番の庄六が所持していたのである。箱には小堀遠州の書付けがあり、桐木地の内箱蓋表に小堀遠州が「古田高麗」と墨書きしており、御所丸茶碗の本歌になる茶碗になる。「古田高麗」とは古田織部が所持した茶碗のことを指す。この古田高麗の御所丸とは白釉だけかかつた白刷毛の白茶碗になり、白御所丸といわれる。御所丸には別の種類の茶碗に黒釉と白釉を掛け合わせたものがあり、黒刷毛と呼ぶ。御所丸の古田高麗茶碗の伝来は、小堀遠州が所持し、江戸の豪商冬木家から古筆鑑定家の古筆了泉、吉原見番の大黒屋庄六、吉原妓楼扇屋宇右衛門、大阪豪商の鴻池炉雪、現在は大阪の個人蔵となつてている。個人蔵のため展覧会に出品されることが稀だが、令和元年に三井記念美術館の特別展「茶の湯の名椀 高麗茶碗」で展示された。この古田高麗の御所丸については、山東京伝に係わりのある人たちが書き残しているほどの名品であつた。まず『通言總籬』には山東京伝の弟で戯作者の山東京山が書き入れをした明治大学図書館所蔵本が存在する（注20）。そこに次のような書き入れがあつた。  
惣六は大黒屋正六也 御所丸といふ名物の茶碗を得て大広間の留守居四人詰は其頃名高かりし幫間五町也 此茶の湯  
通人と称する者の話柄となりし事京山が耳に残れり 御所丸は正六没後三百両にて京へ売れたるよしきゝぬ  
大黒屋庄六は通称を正六とした。大黒屋が御所丸茶碗を手に入れたことが茶の湯の通人の間で話題となつたことを記す。そ

の後、京山は正六没後、京へ売れたとする。

また、吉原で遊女屋や料理屋をした田川屋駐春亭の息子の田川幸次郎が書いたとされる『閑談数刻』（明治二十七年序）四に、吉原仲の町茶屋の伊勢屋一賀が、大黒屋の三代目安右衛門の元服の折、

御祖父の代より日本中へ響たる御所丸・初雪の名物茶碗、珍らしい物が降ます垣根かなも此御家の宝なれば、茶道、俳道をはげミ、上手の名をとらるゝを見申度

と話をしたことが記されていた（注21）。『通言總籬』に出てきた庄六の孫にあたる安右衛門に日本中に響き渡る名品の御所丸・初雪の名物茶碗、其角の「珍らしいものが降ます垣根かな」の短冊が大黒屋の家宝であるから安右衛門に茶道、俳諧を勵んでもらい、すぐれた評判を得るのを見たいものだとしている。御所丸・初雪と其角の掛物は三点で大黒屋の家宝だったことが分かる（注22）。この話をした一賀も『閑談数刻』によれば、茶道は遠州流でさらに俳諧を嗜み、一賀が薄茶の茶会を催した時には「ふの字盡し」として、懸物や道具、懷石に至るまで「ふ」から始まるものを用い、茶碗には古田高麗を用い、水指に不味公御庭焼を使用したことが書かれていた。一賀の話からも吉原では遊女も茶を嗜み、茶道が盛んに行われて茶道文化を担つていたことが分かる。

さらに山東京伝の後援者の一人であつた姫路藩主酒井忠以の弟、酒井抱一の日記『輕拳館句藻』「梅のたち枝」（文化九年）で御所丸茶碗の伝来を語り、庄六の息子から御所丸を画に写して発句を乞われたことが書かれていた（注23）。

御所丸茶盃はもと豊富殿下の高麗より分取し給ふ処也。  
これを古田織部にたもふ。其後小堀遠近守政一に伝ふ。  
又伝へ／＼に古筆了佐が手にあり。故有りて花街の大黒屋秀民に譲る。其息六河これを收む。其形を写して予に發句せよと望にまかせて

幾時雨ふるやふる田のかた身かな

抱一によれば、朝鮮出兵した豊臣秀吉が高麗から持ち帰り、古田織部に与え、小堀遠州から古筆了佐、大黒屋庄六こと秀民に譲つた経緯が記される。抱一は遠州から古筆鑑定家の祖古筆了佐に渡つたとしていた。この秀吉から織部が御所丸を賜つたという話は他に見当たらぬため、秀吉の朝鮮出兵の時代に御所丸船で茶碗が舶來したところからこのタイプの茶碗を御所丸茶碗と呼んだことを指しているかと考えられる。抱一は御所丸に寄せた句で、幾たび時雨が降つたのであろう、それほどの時を経た古い古田織部の形見の茶碗であるよと詠んでおり、御所丸茶碗の伝来を物語る句となつてゐる。大名子弟の酒井抱一は江戸琳派を代表する画家であり、俳人でもあつた。抱一は山東京伝のパトロンとして吉原や俳諧などを通じて密接に繋がり、文化圏を同じくして遊興する仲間であつた。抱一は『通言總籬』の中でも「ときやうさん」として登場していた（注24）。大黒屋庄六所持の御所丸茶碗から、抱一、京伝と当時の文化の繋がりが見えてきたのである。

さらに御所丸の伝来について『書画骨董掘出物語』「名品の高い理由は伝来」に最初の所有者は古田織部正重然とし、重然が此茶碗を天下唯一の珍器として奈可に秘蔵したかと

いふ事は、彼の大坂陣に際し此一茶碗を完全に救ひ出すべく、一時徳川方に休戦を乞ふたといふ事が、遺憾なくこれを證據立てゝ居る。救ひ出された茶碗は、小堀遠州の手に保管されて居たが、何時とはなしに夫のがまた古筆鑑定家の初代、了佐の手に渡つた、了佐のこれを愛する事は、織部正の夫れにも倍して居た、彼は行住座臥一時としてこれを手離した事はなかつた(注25)。

と、大阪の陣の折、御所丸を持ち出すために休戦を徳川方に願いでたという話が残るほど遠州が秘蔵した茶碗であつた。その後、古筆了佐に渡り、この茶碗を一時も離さないほど愛したとする。その後について『庚申 大正茶道記』上「鴻池家名器」大正九年五月四日によれば、当時は山中鹿之助を祖とする鴻池男爵の所持となつており、

鴻池家別荘薄茶席飾付道具の中、古田高麗茶碗は古来最も有名なる者にして、天明の頃之を買入れられたるは男爵の曾祖父炉雪翁なりと云ふ。此茶碗は元と古筆了泉所蔵なりしが、了泉廓通ひの金に窮して當時吉原の見番大黒屋と云へるに入質したるが後扇屋宇右衛門の手に渡り、同人所持ノンコウ作如心斎銘初雪と云へる茶碗と共に茶人間に高名なりしを、炉雪翁は如可にもして買収せんと思ひ立ち、加賀屋作左衛門と云へるお出入道具商に旨を含めて江戸に下らせしに、加賀作は上方の物持主人の如く見せかけ、扇屋の花扇と云へる傾城を揚詰めにして、一ヶ月間扇屋に流連し、持參の茶箱を開きて主人を招きなどする間に次第に之に接近して、一日扇屋の田中の茶寮に招かれ、古田高麗を

実見する機会を得けるが、時恰も年末に際して扇屋に金の入用あるを見込みて相談を進め、古田高麗を千二百両、ノンコウ初雪を八百両、合せて二千両に譲受、値段決定するや、予て用意し置きたる小判の箱を扇屋に運びて右二茶椀を受取るや否や、鶴首して江戸の吉左右を待ち受け居る炉雪翁に一刻も早く之を示さんとて、加賀作は東海道五十三次を早駕籠にて打通し、身請の茶碗を恋ひ焦れたる翁の見参に供へて、其手活の花と為したる後にて此一埠を聞き込みてる江戸の金持十人衆は、鳶に油揚を浚はれたる心地して大いに残念がりしとなり(注26)。

とあり、古筆了泉が持つていた古田高麗が大黒屋庄六の手に渡り、同じく吉原の妓楼扇屋宇右衛門所持となつたところ、大阪の豪商九代目鴻池善右衛門(炉雪)は道具商加賀屋作右衛門に吉原扇屋に通わせ懇意となり、千二百両で購入した経緯が記される。古筆家に伝來したため古筆了佐の子孫の古筆了泉所持となつたものと考えられる。古田高麗購入時に炉雪は、樂焼の楽家三代目のノンコウこと道入作の初雪も八百両で買つていた。妓楼扇屋からの購入ということもあり、炉雪が恋い焦がれた身請けの茶碗とするが、『書画骨董掘出物語』には、當時鴻池家には家格に合う名品がなく、同じ大阪の豪商加島屋が両替商天王寺屋五兵衛から譲り受けた「紅葉呉器」(もみじごき)のような名品を炉雪が探していた。そんな折、懇意の道具商加賀屋作右衛門が大阪城落城の折に織部が救い出した御所丸茶碗がある話を炉雪にした。そのため炉雪が加賀屋に懇望して吉原に潜入してまで手に入れた名品だったとする。『庚申 大正茶道記』にも炉雪は

「茶事を好み、鑑識に長じ、彼の古田高麗茶碗を江戸吉原扇屋宇右衛門より買ひ取りたる逸事は、今尚ほ風雅界に喧伝せらるゝ所にして、此主人の時代に於て鴻池家の宝蔵に多量の名品を追加したりと云ふ」とあるように、炉雪が古田高麗を手に入れたことは後々まで語りぐさとなつたほどである。また伝来に登場した扇屋宇右衛門の初代は『通言總籬』に「墨河」として登場する妓楼扇屋主人で、俳号を墨河と号した。京伝編画になる『手拭合』（天明四年刊）には妻いなぎとともに図案がのり、他の京伝作品にも登場し、吉原文化を牽引した人物であつた（注27）。墨河は酒井抱一にとつても『輕挙館句藻』「千束の稻」（寛政十一年）で「古き俳かいの友」とする関係があつた。これら『通言總籬』に描かれた茶道具から、大名子弟、豪商、吉原関係、戯作者たちが形成した文化圏が浮かび上がつてきたのである。

ただ、炉雪が茶碗の購入した時期を『大正名器鑑』で天明の頃としたのは間違いであつたといえる。炉雪は文化三年（一八〇六）生まれ、嘉永四年（一八五二）没となるので、天明には生まれていない。『輕挙館句藻』や『閑談數刻』によると初代大黒屋庄六から二代目三代目の大黒屋に御所丸が引き継がれていたことが記されていた。その後に大黒屋から扇屋宇右衛門に渡つた経緯として、『閑談數刻』一の初代扇屋宇右衛門こと墨河の項によると、

居間は好ミの造作にして、掛もの其外の道具も皆々結構なる品、常に鎔り置しと云。

（略）

御所丸茶盤（左注「遠州書附」）大こくや庄六

ノンコウ黒 初雪茶盤 大こくや庄六

（頭注）幕薬白く出たるゆへ初雪と名づけしどぞ。

珍らしいものが降ります垣根かな 其角

此かけもの添有し茶盤二ツとも文政の頃、金千二百五拾両二て上方へ賣れたり。山口心牛縁家なる故賣らせて家事の取しまりをしたり

とある。御所丸茶碗のあとに大黒屋庄六はあるのは、もとの持ち主を指しているかと思われる。これによれば其角の「珍しいものが」の掛物に添えられた御所丸と初雪を文政の頃、上方に売つたとある。山口心牛は『閑談數刻』一によると吉原の名主で、俳号を心牛空光洞とし、俳諧は抱一門であつた。抱一と心牛も俳諧交友を通じて御所丸と係わつていたことが分かる。この心牛の縁家が鴻池家になるかは分からなかつたが、文政の頃、扇屋宇右衛門が売つたとなると、文化生まれの炉雪が買い取ることができ、実際には炉雪は文政の頃購入したのではないかと考察できる。向井信夫氏によれば、扇屋は初世扇屋勘兵衛から四代まで続き、二代目の墨河から初代扇屋宇右衛門と名乗り、墨河は寛政十三年に亡くなつた。三代目扇屋は墨渡又は玄河と号し、四代目の扇屋は文河というが、弘化二年に扇屋を廃業することとなる（注28）。四代目扇屋について『閑談數刻』一に是ぞといふ花／＼しき事なくて大ニ散財いたし、家蔵、地所、別荘、女郎、道具、衣類も賣、娘も賣て、當時はシヤウブ（左注「菖蒲宿」）といふ所伯父の方へ、母夫婦子とも引とられあわれなる暮しをいたし居候。

とあり、廃業にいたる経緯が書かれていた。三代目から徐々に

家運が衰え、四代目扇屋に商才なく、道具類を売り払う様子が残されており、これが先に示した『閑談数刻』に書かれている其角の掛物・御所丸・初雪の茶碗が文政の頃売れた経緯と重なる。そのため文政の頃に四代目扇屋から炉雪が御所丸・初雪を購入したと考えられるのではないだろうか。『閑談数刻』では、其角の掛物と茶碗二つを千二百五十両で上方に売ったとあるが、『大正茶道記』には古田高麗を千二百両、初雪を八百両で買つたとあり、購入額が違つていた。其角の掛物がなくなつているのも、別の人譲渡したものだろうか。

加えて『大正名器鑑』で天明の頃として扇屋宇右衛門が古田高麗を購入したと記したのは、次のような経緯があつて誤つたのではないだろうか。鴻池家は三代目から鴻池善右衛門を世襲し、代々善右衛門と名乗る。そのため善右衛門とだけあると何代目かが分からぬことから、炉雪の年代を間違え天明の頃としたのではないだろうか。さらに炉雪の一代前と考えられる大阪の鴻池善右衛門が江戸に下つて、吉原で墨河が抱えていた扇屋の名妓三代目花扇に会いにきた逸話が残つてゐる。そこから善右衛門と扇屋宇右衛門の年代を間違えたと考えられる。逸話に残る鴻池善右衛門は花扇に無礼を働き見事に振られる。三代目花扇は天明元年春から天明六年春までその名前が見られる遊女であった。京伝もこの逸話を洒落本『新造図彙』（天明九年序）や黄表紙『早道節用守』（寛政元年刊）、黄表紙『鶴の者雄』（芝全文作・北尾政演「山東京伝画」・天明三年刊）で描き、他にも洒落本『鯉池全盛咄』（雲楽山人作・天明二年刊）などにも登場する。『鶴の者雄』の角書は「難波の通は江戸の野暮」

となつており、大阪の善右衛門のことを指していた。さらに京伝が『新造図彙』で善右衛門をもじつて「幸意氣」とし、流行していた吉原本多の鬚を結つた善右衛門を描き、三代目花扇が「ヲヤばからしひ」と言つてゐる姿を隣に並べる。「幸意氣」は鴻池の洒落で、ひとり粹がつてゐることを諷刺していたのである（注29）。この鴻池善右衛門と初代墨河の扇屋宇右衛門の話があることから、天明の頃に鴻池善右衛門が扇屋墨河から御所丸を購入したと記載されたと考えることができるのでないだろうか。

ところで、織部や遠州や炉雪が執心した古田高麗の形容はどういう茶碗だつたのだろうか。それを物語るものに『庚申大正茶道記』「鴻池家名器」では、

沓形にて純白中に薄桃色を帶びたる所あり、世間に其類作なきに非ざれども、唯其高台が無類絶品にして普通六角形なるに似もやらず、是れは比較的大目にして、六角とも八角とも付かぬ不等辺不規則なるが面白く、而して其高台半面は鼠色コゲ、他の半面は純白釉の中に稍濃き桃色若くは赤又は黃味を帶びたる所あり。無論窓内に於て自然に起りたる変物なれば、他に其類似ありとも思はれず、之を天下一御所丸茶碗と宣言するも断じて過褒に非ざるべきなり。とある。沓形で腰が張つた胴締めの茶碗で、高台の形が比べるものがないほど非常に優れた作品であつた。大ぶりな高台が六角や八角でもない不規則な形となつており、高台半面の釉薬が掛からぬ部分は焦げた色となり、半面は白釉の中にほんのり桃色や赤味、黃味など帶びたところが素晴らしい、他に類を見

ない茶碗と絶賛していた。『大正茶道記』を書いた高橋箒庵は『大正名器鑑』を著した人物で、茶人としても有名であることからも、いかに古田高麗が天下に唯一無二の茶碗だったかが分かる。

そして『通言總籬』で大黒屋庄六が持っていたとされる「きんかい」茶碗があつた。庄六が一緒に持っていたノンコウ初雪の名物茶碗のことであつたとも考えられる。この金海茶碗とは、御所丸同様、高麗茶碗の一種で「金」か「金海」の文字が彫られたものがあるところからこの名称となつた。日本の茶人の注文によつて、御本手といわれる手本の茶碗を日本から送り、日本からの注文によつて焼かれた茶碗であつた。金海のうち小ぶりで引っかき傷のあるものを猫搔手と呼ぶ。『万宝全書』八「金海」に、金海茶碗と呼ばれるものについて、「茶碗割高台也」と高台を十文字、あるいは数力所の切り込みをいれた高台を持つとし、「金海と云ふ所にて焼きたる物なり」とあり、韓国釜山に接する慶尚南道の東部にある場所で焼かれたとする。『大正名器鑑』八に記載される「金海」は、金沢の豪商松岡忠良氏蔵品になり、大津の鍵五伝来とある。『大正名器鑑』「実見記」によれば、その形容は、「薄作口縁丸く、橢円形にて両縁稍抱へ、腰少しく張り、高台四つ割にて、足四つの中一つ殊に小さし、口縁より腰廻りに猫搔き網の目状を成し景色殊に面白し。(略) 金海茶碗としては稍締りたる方にして、總体無疵なるが最も珍しき物なり」とある。高台が四つに割れており、その一つが小さく、茶碗の腰廻りには猫搔きの傷を景色とし、無傷で珍しい高麗茶碗とする。『通言總籬』で庄六が所持した「きんか

### おわりに

これまで『通言總籬』に書かれた茶道具を見てきたが、そこには大名子弟と戯作者、吉原関係者、俳諧師を結ぶ文化の交流が行われていたことが指摘できる。『通言總籬』で艶二郎は茶入瀧浪を購入した松江藩主松平不昧をモデルとして描かれていたのである。山東京伝は弟の松平雪川、だけでなく、兄不昧とも茶道文化を通じて繋がつていたことが明らかとなつた。また、名碗古田高麗は、小堀遠州所持から吉原見番の大黒屋庄六が購入したことを『通言總籬』で喜之介が語つていた。さらにこの茶碗に因んだ句を姫路藩主弟の酒井抱一が詠んでいたのである。古田高麗は庄六所持から、同じ吉原の妓楼扇屋宇衛門の手に移り、豪商鴻池炉雪の執念により炉雪の所持となる。これらの茶道具所持の経緯から、大名の松平不昧、酒井抱一、吉原者の大黒屋庄六、扇屋宇衛門、豪商鴻池炉雪の姿が現れてきたのである。京伝は通人の間で行われていることをリアルタイムで『通言總籬』という作品に書き残した。吉原の文化交流が江戸の文化化を生み出す場の一つとなつていたことの証左といえる。そしてこの交友の基盤には俳諧交流がもとになつていたと考えられる。『通言總籬』に描かれた茶道具から京伝作品に書かれた世界が現実の大名や吉原者のいる世界と一致したのである。今後も京伝作品から大名、吉原者らとの繋がりを中心に解明することで、京伝作品が生み出された文化圏と時代背景について別項

い」と松岡氏の金海が同じものかは伝来が分からなかつたが、このような高麗茶碗の一種を所持したと考えられる。

を期したい。

### 【注】

(注1) 雪川は『通言總籬』に序文を「文京」の名で寄せ、作中では「つまさん」として登場し、俳諧はたいした腕前と噂されている。さらに天明六年に吉原仲の町長崎屋で京伝作詞のめりやす「素貌」をおひろめしたことも話題にのぼる。北尾政演(山東京伝)画による『古今狂歌袋』(宿屋飯盛編・天明七年刊)に「笹葉鈴成」の号で肖像とともに入集する。天明八年には雪川が吉原松葉屋瀬川を見請けするが、京伝はこの祝賀に『狂言未広栄』(天明八年刊)を刊行する関係であつた。松平雪川の俳諧活動については拙稿「松平雪川と江戸座俳諧——一世・二世旨原との係わりを中心として」(『国語国文』七十九号、平成二十二年、二月)を参照されたい。

(注2) 本文は『山東京伝全集』十八巻(水野稔編、ぺりかん社、平成二十四年)による。

(注3) 『通言總籬』では「滝波」と記載されるが、不昧の茶道具目録類には「瀧浪」と記されているので、「瀧浪」で統一する。

(注4) 茶会参加の回数は『松平不昧傳』中巻「茶友錄」(松平家編輯部著、箒文社、大正六年)による。『松平不昧傳』には伏見屋甚右衛門について

伏見屋甚右衛門は、本姓龜田、号を宗振といふ。宗真甚兵衛の父たり。茶会記中三十八回も公の茶席に列し

(注5) 藤間亮氏「松平不昧の名物蒐集」(『雲州藏帳図鑑』別冊 解説資料(白崎秀雄編、歴史図書社、昭和五十年)による。不昧の手紙には「然らば田沼口の義、宗振(伏見屋ふら／＼申上候事と奉レ存候。甚右衛門(伏見屋)能く存じ候間、御尋可レ被レ成候。私儀は大弱りにて候得共、世話を致し遣はし、拠所なく需め候品、少々申上候」と田沼家の蔵品などを伏見屋から購入した経緯が述べられる。たるを見れば、公の信任厚かりしを知るべし。彼は亦公の奨励指導に由りて、鑑定の道に進み、遂に著名な鑑定家となれり。公の著述として世に残れる陶器濫觴三巻も、恐らくは彼が為に述作したものならん。とあり、不昧の『瀬戸陶器濫觴』も伏見屋甚右衛門のために書かれたとあり、伏見屋甚右衛門と不昧の関係性の深さが窺える。

(注6) 『桜山一有筆記』(『桜山一有筆記』石井至穀、文政六年写本)による。翻刻の『続石井至穀著作集』(世田谷区立郷土資料館編、沼田印刷、平成四年)も参考した。

(注7) 『伏見屋手控』は『大正名器鑑』第四編下(高橋義雄著、大正名器鑑編纂所、大正十一年)の記載による。

(注8) 『雲州名物』の引用は『茶道古典全集 第十二卷』(千宗室編、淡交新社、昭和三十七年)による。

(注9) 『不昧公所持 茶道名物目録』は慶應義塾大学図書館所蔵高橋箒文庫本による。巻尾に「天保六末冬記之奥澤仙之輔家蔵」とあり、天保六年に書写されている。

(注10) 「瀧浪」は相模屋から購入と資料に残る。ただ、「瀧浪」伝來の経緯を『伏見屋手控』や伏見屋甚兵衛が書き記した

『不昧公御虫干控』などに書き残していることから、江戸の伏見屋も何らか関係していたことも予測できる。京伝は

そのような経緯を『通言總籬』に入れ込んで書いたとも考えられる。

(注11) 手紙の引用は、藤間亮氏「松平不昧の名物蒐集」(『雲州藏帳図鑑』別冊 解説資料(白崎秀雄編、歴史図書社、昭和五十年)による。

(注12) 寛政十二年十月二十二日茶会の記録は『不昧侯茶會記』による。他の記載は『不昧公名物茶會記』による。『不昧

侯茶會記』、『不昧公名物茶會記』は慶應大學図書館高橋等庵文庫本によつた。『松平不昧公没二百回忌記念茶會記翻刻 第三集 慶應義塾大學図書館所蔵『不昧公名物茶會記・不昧侯茶會記・大圓庵茶器扣』翻刻』(米澤義光著、能登印刷出版部、平成二十九年)も参照した。

(注13) 『実見記』にある「輪糸切」とは茶入の糸切の一種を指す。糸切とは、輻轄で作つた陶器を輻轄台から離すとき、底部を糸などで切り離す時に出来た渦模様のことをいい、『輪糸切』は輻轄を静かに回しながら、薄い竹へらのようなもので徐々に引き離すと、かすかに渦状の跡が残るものを見、へらの當て方を一回転ごとに止めることによって輪状をなしたものという。

(注14) 『御茶器帳(雲州藏帳)』は松平家作成の月照寺本による。本文は『没後二〇〇年大名茶人・松平不昧 図録別冊

(注15) 「不昧公御虫干控」は慶應義塾大學図書館高橋等庵文庫本による。

(注16) 本文は『茶器名物図彙』中(草間直方著、永島福太郎

・原田伴彦監修・校閲、文彩社、昭和五十一年)による。

(注17) 『土屋家藏器目録』は『第10回特別展図録 土屋家の茶の湯—土屋藏帳と大名家の茶』(土浦市立博物館編、平成四年)の武者小路千家官休庵蔵本(文久二年写本)による。

(注18) 『本茶会道具附』は『大正名器鑑』第四編下(高橋義雄著、大正名器鑑編纂所、大正十一年)の記載による。

(注19) 大黒屋庄六は江戸座俳人を集めた『江戸の幸』(秀国編・安永三年刊)に肖像とともに句が入集しており、吉原で俳諧交流を持っていたことが分かる。朋誠堂喜三二の隨筆『後はむかし物語』(享和三年成立)に「大黒やの秀民」として、淨瑠璃『碁太平記白石嘶』(紀上太郎・鳥亭焉馬・容楊黛作、安永九年初演)に「大福屋の惣六」として登場する有名な人物であつた。

(注20) 山東京山の書き入れがある明治大學図書館蔵本については、水野稔氏「京伝洒落本の京山注記」(『近世文芸』二十号、昭和四十七年四月)として紹介されており、京山が幽篁庵主人(閑亭伝笑)の求めで嘉永四年五月十一日に朱筆の注を加えたものになる。

三・野間光辰・中村幸彦・朝倉治彦編、中央公論社、昭和五十九年）による。

（注22）「珍らしい物が降ります垣根かな」の句は其角の『五元集』（吉原編、延享四年奥）に入句する。『五元集』でこの句の一つ前の句が「はつ雪や内にゐるさうな人は誰」となつており、初雪の茶碗を連想させる。さらに其角の句の「珍らしい物が降ります」の句は『十六景』（紫紅編・正徳二年跋）に入集し、その前書に「かさねふりまさることそ雪の瀬なるべけれ」とあることから、降りつの雪のことを指していた。そのため白釉だけかかつた白い御所丸と釉薬が白い初雪の茶碗を降りつの雪に見立て、其角の句に合わせた添物として一組になつていたと考えられる。大黒屋が所持した時からこの其角の「珍らしい物が」の掛物の添物として御所丸、初雪の茶碗がセットの道具として扱われていたのだろう。

（注23）井田太郎氏のご教示による。

（注24）酒井抱一は京伝の洒落本『客衆肝照子』（天明六年刊）に「尻焼猿人」の狂名で序文を書き、京伝編『手拭合』（天明四年刊）では「杜綾公」として登場し、北尾政演（山東京伝）画になる『吾妻曲狂歌文庫』（宿屋飯盛編・天明六年刊）、『古今狂歌袋』（宿屋飯盛編・天明七年刊）にも尻焼猿人として入句し、京伝と深い繋がりがあつた。

（注25）引用は『書画骨董掘出物語』（渡邊虹衣・中井新三郎著、玄文社、大正八年）による。

（注26）引用は『大正茶道記一』（高橋等庵著、淡交社、平成

三年）による。

（注27）扇屋宇右衛門（墨河）の扇屋は吉原の文化サロンの役割を担つていた。『通言總籬』でも吉原仲の町主人たちとともに俳諧に興じる姿が描かれる。『閑談數刻』一「江戸町壹丁目扇や墨河 宇右衛門と云」では「墨河は別に居間に有て茶俳諧に遊ぶ。茶やたいこげいしや勿論其頃の風流人來らぬものなく、日々出入り多く」とあるように、茶道にも造詣が深かつたことが分かる。江戸座俳人を集めた『江戸の幸』（秀国編・安永三年刊）にも入集しており、吉原妓楼で茶道や俳諧の文化交流が行われていたことが窺える。また京伝は墨河の勧めで寛政二年に扇屋の遊女新造菊園を妻としている。

（注28）扇屋歴代については向井信夫氏『江戸文藝叢話』「花扇名跡歴代抄」（八木書店、平成七年）によつた。

（注29）鴻池右衛門については佐藤要人氏『青樓和談新造図彙』「天文」の項（三樹書房、昭和五十一年）を参照した。

〔付記〕引用文には句読点、濁点、傍線を私に附した。本稿をなすにあたつてご教示賜りました二又淳氏に深謝申し上げる。また貴重な資料の閲覧を許可いただいた関係機関に御礼申し上げる。本稿は科学研究費助成金による研究課題（課題番号18K00273）による成果の一部である。

（かしまみさと・北海道大学専門研究員）

# 島根県における選挙肅正運動の展開

杉谷直哉

## はじめに

本稿は島根県における選挙肅正運動の展開とその意義を明らかにするものである。

選挙肅正運動は、内務省が主導した運動であり、選挙不正の撲滅を目指したものであり、従来は既成政党の没落を決定づけたと評価されてきた<sup>(1)</sup>。また、軍部や官僚勢力の力が強まるファッショ化の過程に位置付ける評価や<sup>(2)</sup>、政党の地方での影響力の喪失<sup>(3)</sup>、名望家秩序の変容の契機となつたといった評価<sup>(4)</sup>がなされてきた。特に政党が地方での影響力を喪失したという見解は、知事の身分保証によつて政党が自派の知事を配置できなくなつた事実や、時局匡救土木事業の展開に対し「國費による救済を期待する受益者の部分的代弁者にすぎ」なくなつたことなどとあわせて<sup>(5)</sup>、政党が中央だけでなく地方でも影響力を減退させていき、やがて大政翼賛会につながつていつたという評価を形成してきた。

こういつた見解に対し、選挙肅正運動を主導した内務官僚の政治構想を分析した研究や<sup>(6)</sup>、政党勢力の基盤は依然として揺るがなかつたとする研究がある<sup>(7)</sup>。「政党は『肅正』という形式を通過することで、政権担当の正当性を担保することを

試みたとの指摘や<sup>(8)</sup>、戦前から戦後における政党政治家の後援会を中心とする支持基盤が、選挙肅正運動や翼賛体制を経ても、維持・再編されていつた過程が実証的に明らかにされている<sup>(9)</sup>。

これらの研究は選挙肅正運動の意義を明らかにするとともに、政党と地方との関係も明らかにしてきた点で大きな意味を持つ。しかしながら、これらの研究は選挙肅正運動の中に政党を地方自治から排除すべきという論理が展開していく点を十分に吟味出来ていない。より具体的に言えば地方議員の党籍離脱を求める理論が選挙肅正運動において広く展開されたのである。従来の先行研究ではこの点にはほとんど触れられてこなかつた。後述するように、以前から存在していた政党排除論とでもいうべき論理は、政党内閣の中斷・崩壊という事実を前に、メディア上などでも広く主張されていく。これに対し政党人からも反論が試みられていくこととなる。選挙肅正運動はあるべき政党や地方自治の姿形は何なのかという構想をメディアや政党政治家や有権者に喚起させる。そのことは政党の中の変容を引き起こす起爆剤となつたのである。本稿は選挙肅正運動の展開と当該期の評価、選挙結果に対する言説、運動の中で繰り広げられた

地方からの政党政派排除論をそれぞれ検討することで、当該期の政党がどう選挙肃正運動に対応し、どのような影響を受けていったかについて明らかにしたい。

本稿は島根県の一九三四年と一九三八年の県議選と、一九三六年と一九三七年の衆議院議員総選挙を分析対象とする。島根県を設定した理由は首相・政党總裁経験者の若槻礼次郎をはじめ、櫻内幸雄、島田敏雄、俵孫一ら大臣や党の役員に就任した人物や、木村小左衛門、原夫次郎ら戦前から戦後にかけて活動した有力政治家が集中する選挙区であり、既成政党の基盤が他地域と比較しても根強く、政党の動向を分析する上で重要な地域であるためである。今一つは、島根県には『選挙肃正運動総覧』などの選挙肃正運動を行政の側から評価した史料が残存しているためである。選挙肃正運動を政党、メディア、行政の三者から検討できる重要な地域であろう。

## 第一章 第一回衆議院議員総選挙と第一〇回島根県議会議員選挙

### 第一節 第一〇回県議選—肃正選挙の前哨戦

一九三四年に島根県では第一〇回目となる島根県議会議員選挙が執行された。この選挙は、一九三五年に執行される府県会議員選挙の先駆けであつた。島根県は政党内閣期において、民政選は民政党が三〇議席中二六議席を占めたのに対し、政友

会は三議席、中立一議席という結果であった<sup>(1)</sup>。この選挙でも民政党が多数を占めるることは確実であった。注目すべきは、一九三五年の選挙肃正委員会令発布<sup>(2)</sup>より前の一九三四年に島根県で独自の選挙肃正委員会連盟が発足している点である<sup>(3)</sup>。表1は一九三四年の選挙肃正委員会の名簿である。会長は知事であり、県議や新聞社の社長がメンバーに数えられている。この点は他地域の事例とも同様だが<sup>(4)</sup>、野島忠孝<sup>(5)</sup>や岡本俊人<sup>(6)</sup>といった県議ではないものの、政党支部や後援会の役員を務めた政党系メンバーがいることが注目される。この方針は部会にも反映されており警察署管内ごとに設置された地方部会では「政党方面の有力者（純中立を含む）」が部会の委員の選考条件として挙げられていた<sup>(7)</sup>。

この県議選で注目されるのは無投票選挙区の登場である。当時の県議選は郡・市単位で候補者が立候補していたが、八束郡では民政党島根支部八束郡部会長<sup>(8)</sup>などを務めた錦織彦太郎<sup>(9)</sup>が、八束郡町会会长などの仲介を経て、「選挙肃正の趣旨」を鑑みたことや、「非常時日本の現状に於て徒らに政争に没頭することの否なること」などを理由に立候補を辞退した<sup>(10)</sup>。結果的に一四ある選挙区内、八束郡を含めた七つの郡で無投票となつた<sup>(21)</sup>。島根県では一九三〇年の県議選でも六つの選挙区が無投票だつたが<sup>(22)</sup>、肃正選挙の初期では非常時であることなどを理由に無投票を理想とする論理が働いていたのである。

次に当該期の選挙肃正運動の概要を確認したい。島根県が一九三六年の衆議院議員総選挙後に作成した『島根県選挙肃正運

動総覧』によれば、この県議選における選舉肅正運動の内容は主に講演会、展覧会、知事ラジオ放送などであった(23)。ここで注目したいのが、元内務官僚で選舉肅正運動にも深く関与した田沢義輔が松江と浜田で開催した講演会の内容である(24)。

田沢の政治構想については、河島真氏による詳細な検討がある(25)。河島氏によれば田沢の政治構想とは社会政策の整備、情実や金権的な政党政治ではなく政策中心の政治の実現することにあり、そのために有権者に対する政治的見識を向上させるための働きかけを行うことなどに特徴があった。そのような構想を持つていた田沢は、講演の中で「立憲政治が独裁政治に優り、国家の為にも国民の幸福の為にもその方が宜しいことは、人類の永い間の経験に於て略決定している」とした上で、立憲政治の長所を「国民全体が」政治に対して「責任を持つこと」と、政治に問題がある場合は「言論、文書或は政治的活動に依つて合法的に平和の間に之を改むることが出来る」ことなどにあるとしている。政党と地方の関係については、政党の「地盤の争奪が、結局市町村の争奪となつて其の自治を破壊し攪乱するに至つてゐる」とし、「地方自治団体は断じて党争の舞台となるべきでは」なく、地方自治体の議員となる人間は党籍を脱すべきであると主張した。

田沢の主張にあるような地方自治における政党政派を排除すべきとする主張は、政党内閣期における静岡県富士郡の町村長会において確認できる(26)。こうした主張は古くから見られ、一八九九年の『山陰新聞』は「党人は地方議会を以て實に中央議会に於ける天王山となし為めに地方の自治を破り地方の産業

を廃するも恬として知らざるを為さんとす吾輩は之を目して實に地方の害虫なりと言ふに憚らす」(27)と主張したように、党政派に基づいて地方議員が行動することは健全な地方自治を侵害するとする根強い批判が存在していた(28)。この他には選舉肅正委員会に政党関係者を登用した理由として、汚職に対する抑制を図る狙いがあつたことと、無投票選挙区を「裏面に事情を伴ひやすい」として批判している点も興味深い。現に田沢の無投票選挙区に対する懸念は的中することとなる。

選挙の結果、民政党二二議席、政友会六議席、中立二議席という結果であった(表2)(29)。ここで注目すべきは新人議員が九名当選していることである。無投票選挙であつたものの、県議の世代交代・新陳代謝が進みつつあつたのである。『大阪朝日新聞』も「多少新鮮味を出すものと期待されている」と報じている(30)。新人待望の傾向は後の衆院選や県議選にも継承されることとなる。

しかし、この選挙では八束郡の候補者調整をめぐつて大規模な不正がなされたことが発覚し、関係者が取り調べを受けることとなつた(31)。この事件によつて当選した議員四名が全員辞職し、一九三五年に二度にわたる補欠選挙が実施されることとなつた(32)。更に第二次補欠選挙において民政党的新人候補が開票日前日に逮捕されたばかりか(33)、選挙違反に觸わつたとして警察署で取り調べを受けていた区長が自殺する事態にまで及んだ(34)。こうした続発する選挙違反を受けて、郷土人雑誌の『島根評論』(35)は「県議補選の無要」と題して「八束郡民は更に補欠の補欠をなさねばならぬ負担を課せられ、年中選挙

に没頭」しなければならず、「われらはその苦境に同情するとともに、このまま欠員として満期を待つべしと主張したい」と訴えた<sup>(36)</sup>。度重なる選挙での不正を受け、メディアは選挙肅正運動への疑念と選挙無用論を公然と主張するようになつた。

このように、島根県下での肅正選挙の滑り出しは決して順風満帆ではなかつた。では、運動を主導していた島根県はどのような認識だったのだろうか。『島根県選挙肅正運動総覧』は当時の八束郡県議補選について、局地的な選挙であつたために運動が高揚しなかつたと認めて「こうした結果が県内全般に与える影響は大いなるものがあり、一部の肅正運動悲観論者を除いて「悲しむべき事実が刺激となつて益々県下一般の肅正運動に氣魄と情熱を注ぎ込む契機ともなつた事は転禍為福の効果と言るべきである」とした<sup>(37)</sup>。選挙肅正運動の意義を強調することで運動の継続を主張していたのである。

## 第二節 政党政治家による政党擁護論

### — 俵孫一と島田敏雄の言説 —

本節では、五・一五事件以後の政党政治家の政党論を地方と政党の関係を中心に検討することとした。政党へのジャーナリズムの評価が厳しい中で<sup>(38)</sup>、政党政治家の中には自ら政党政治の意義やあり方を積極的に論じようとしていた動きが生じていた。結論から言えば、当時の政党政治家は単なる政党の自己弁護にとどまらない一定以上の水準を備えていた。ここでは有力政治家として知られていた俵孫一と島田敏雄の議論に注目したい。いずれの政治家も中央での政治過程に深く関与してお

り、彼らの政党擁護論は当時の政党の側に、政党の信頼回復と政党内閣復帰に向けた論理が構築されつつあつた事実を物語るものとなつてゐる。

俵は一九三三年に「地方自治と選挙」という論説を発表した<sup>(39)</sup>。俵は内務官僚を経て憲政会・民政党に所属した政治家であり、従来の研究では親軍的態度をとつていた政治家として評価されており<sup>(40)</sup>、井上敬介氏によれば「反英論者にして立憲政治の擁護者」という特異な立場にあつた<sup>(41)</sup>。この論文からは立憲政治・政党政治の理論的擁護者としての俵の側面がうかがえる。即ち、「立憲政治の運用が今日甚だ思はしからず、それに関する政党の行動は甚だしく世の指弾を受け」、「政党否認の声となると同時に、自治制度の運用も亦頗る乱脈となり、嫌ふべき弊害が漸く畳出して前途に少からぬ憂慮を抱かるるに至つた」。そして各地に存在する「権力欲、勢力争」や「自己の勢力を専にせんとする私心が」あり、「世間では此気分を以て政党の醜惡なる抗争より伝播したものだ、党弊が中央より地方に浸潤したものだと一概に政党を悪罵し、党弊を非難するものが多い」。しかし、こうした政党の争いの実態は「地方の勢力争が主体で、寧ろ政党の争は其の客体である」。政党が「自治団体の平和静謐を破壊する」ことは「不都合千万」であるが、立憲政治や政策の実現を目指す政党の活動は否定されるべきではなく、「政党員に非る者が必ずし公平無私的人物なりと断定することは何人か能く之を為し得るか」、「政党人に非るの一理由を以て、必ずしも市町村の自治に誠意ある者と断する訳にはいかない」。結局、有権者が買収などに応じずに選挙権行使す

ることが重要なのである。

僕の主張は政党の弁明という側面はあるものの、地方自治からの政党排除論に対する反論としては一定の説得力があるようと思われる。政党を排撃すれば地域間の対立や買収が無くなるよう訳ではないし、政党に属さない人物が地方自治にとって好ましい人物とは限らない。清水唯一朗氏は「初期の政党は旧来から地域勢力の集合体であり、政策によつて分かれたものではなかつた」としている<sup>(42)</sup>。こうした地域間の感情的対立が党派的対立となつて継承されていつたと考えれば僕の指摘には一定の説得力がある。また、後述するように島根県では政党排除がいくら叫ばれても、県議会から政党政派が解消されることはないが、その勢力は一定である。更に僕が主張する通り政党員でなければ公平無私であるとは断定できない。この点で政党排除論は理論的な限界を抱えていた。このように、政党排除論は政党への反発を反映した主張ではあつたものの、現実は政党なしには当選は難しかつたのであり、現実の政治を変革する力を持ち得なかつたのである。

次に島田の議論を見ていきたい。島田は弁護士を経て政友会に入党した人物であつた。斎藤実内閣の打倒を企図した政民連携運動に関与し<sup>(43)</sup>、岡田啓介内閣を偽装的な挙国一致内閣であると批判していた<sup>(44)</sup>。島田は政友会を中心とする内閣の組閣を目指していたのである。そのような島田が一九三五年に慶應義塾大学で「現代政党論」という講演を行つた。

島田は地方利益誘導で党勢を拡張する方針に関して、「或人が尽力をし」て橋や道路や鉄道が出来たとして、「道路、橋梁、

鉄道の出来た為に便利を得た」ことに對して、それがある人物や団体によつてできたとすれば「斯様能く仕事をして呉れたものを後援」すること自体は「何等怪しむに足らぬことではあるまい」とした<sup>(45)</sup>。次に自らの経験に触れてかつて島根県に「恒松隆慶という人が」おり、「非常に地方問題に熱心で、鉄道に殊に熱心に尽力した人で」あつたが、「当時の憲政会の人達はこれを政友会全体に対する批判として、政友会は地方問題を利用して党勢拡張の具に供」し、「それで地盤を開拓しているではないか、といつて攻撃した」。これに対し当時の島田は「反対党的諸君は何かといえば恒松攻撃をやるが、その恒松攻撃をやる人達は遙々東京からどうして來たのか」と反問し、「やつぱり銘々が攻撃しつつある所のその鉄道を利用して、それに乗つて來て攻撃演説をしているのではないか」と切り返したという。そして恒松の通した鉄道は今も島根県の発展を支えているとした上で、「ここに我々は個人の生命というものと、団体の生命というものの関係を見なければなら」ず、個人と違ひ「団体の生命は永遠である」り、「個人個人が団体の一員として」、「自分の小さい目的の為に働いたその働き方がよければ、団体としての全体の方向がよくなつて行くのである」と訴えた。

島田の主張は一見すると地方利益誘導を進めてきた政友会の立場を弁護する開き直りとも読める。しかし、今日の政党論と照合すると高い水準を持つ政党論であることがわかる。まず、前提として高久嶺之介氏が指摘するように「地域の有力者が、府県の補助、その工事が大きい場合國の補助を要求することは悪い方向とはいえないし」、「『地域利益』『地方利益』が噴出さ

れる状況は、決して悪い状況とはいえない」はずである(46)。

高久氏の指摘は自然災害への対策や、政治的権利の行使の文脈でなされているものだが、地域間格差を克服するための利益要求についても当てはまると思われる。島根県は裏日本の中でも特に後進性の中にあつた地域であつた(47)。こうした背景もあって、沼本龍氏が明らかにしたように、明治期から島根県では自分たちの地域の後進性に対する意識から鉄道敷設運動が展開しており(48)、その民意に応える形で政治家は行動していたのである。そして、まさに当時の国会で山陰地域の格差是正を訴えた政治家こそ島田が挙げた恒松隆慶その人だつた(49)。島田は恒松を再評価することで、政党の信頼回復を図るとともに、政党が地域振興に寄与した役割を強調して政党政治の正当性を訴えていたのである。注目すべきは島田の個々の利益の追求こそが全体（団体）の利益となるという議論が、多元主義的な政党論として成立していることである。今日の政党論でも全体の利益を追求すべきであるという考え方は全体主義につながるもので望ましくなく、各々が利益要求を続けて、競争関係や抑制関係が生じた上に穩健な政治が機能するという多元主義的な考え方方が望ましいとされている(50)。このように島田の議論は單なる政友会の自己弁護にとどまらない、水準の高い政党論となつていたことがわかる。なお、ここで見逃せないのは、島田の一連の議論が政友会の機関誌『政友』に掲載された他(51)、『山陰新聞』紙上では「ざつくばらんに現代政党を語る」と題してほぼ同内容が連載された事実である(52)。島田の政党論は地域の有権者にも発せられており、来る総選挙に向けた政友会への

支持を広める狙いもあつたのである。

以上の内容を要約すると僕と島田の政党論は政党批判に対する有力な反論になつていた。当時の政治家は政党と地方のあり方を再検討し、自分たちの統治の正当性を主張できる論理を構築していたのである。

### 第三節 第一九回衆議院議員総選挙と選挙肅正運動の展開

一九三六年に衆議院議員総選挙が執行され、民政党が五議席を獲得する一方、政友会は一議席であった(53)。ここでは、選挙における選挙肅正運動に対する県当局とメディアと政党人の評価を確認する。『選挙肅正運動総覧』は知事による講演会や映画会、変わつたところでは一九三五年に選挙肅正安来節がラジオ放送されている(54)。聴覚メディアであるラジオ活用した啓蒙活動が展開していた。こういつた一連の運動の成果を県当局は次のように強調した。

「選挙肅正運動は一面国民愛国運動であり文化啓發運動であり同時に国民精神作興の運動であり、今回の選挙で「選挙の意義に対する正しき国民的認識を高め、選挙権の貴重なる所以を会得せしめ」、選挙違反の減少と選挙に対する国民の意識向上を成果とした。

地方紙については『松陽新報』が選挙肅正運動を選挙が公正になされたと評価する一方、『山陰新聞』は選挙肅正運動が官製運動であると批判し、民間運動の必要性を訴えた(55)。『島根評論』は「吾人が今回の選挙に於て感じたことは過去の因襲状勢を打破することは、特に島根地方に於て困難ではあるが、

肅正選挙の結果は、舌戦の力が今後の選挙情勢を動かすに偉大なるものがあるであろうことと、その主義主張を選挙民に徹底させるのには、選挙に直面せざる平時に於てこれが準備の極めて緊要であることを」<sup>(56)</sup> というように、選挙肅正運動を評価していた。そして「一片の選挙公報などによつて候補者を判別することは困難事であり」、「舌戦の勢力は侮るべからざるものはあつても、聴集が少なければ効を見ないのだから、何うしても平時に於て政策の優劣を一般民に承知せしめてお」くべきであるとして、今後は選挙以外での政策の周知や政治活動の必要性を説いた<sup>(57)</sup>。

最後に政党人の評価を見たい。すでに官田光史氏が指摘している通り、政党人の評価は「選挙肅正運動の利便性は一定認められるが、官憲の苛酷な取締りや人権侵害は許せない」というものであつた<sup>(58)</sup>。更に政党人の中からは実務レベルでの改善を求める意見も出ている。選挙後に県議や県当局関係者が集まつて選挙肅正運動の感想を話し合う座談会が開催され、その席上で県会議長の天野種三郎は次のように述べた<sup>(59)</sup>。

現在の選挙法によつて選挙委員、労務者の人数の少かつた事には非常に困つた、演説会の開催、交渉、あと始末、立看板、ポスターの掲出等すべて選挙委員でなければ出来ぬ事になつてゐるが、かかる仕事は労務者にさせられる様にして貰ひ度いものです。又第三者の運動に対しても実費の外に相当の報酬を出してもいいと思ふ。一演説会員が、或村に出掛けて無一文で困つた話、演説会場で委員がコップ

を借りて整へる話、演説会場に警官の臨監席がなく、お巡りさんから苦情が出た話等、笑へないナンセンスが出たが、選挙の公費に付てももう少し融通のある解釈を下して欲しい。

天野の意見は、自身も選挙運動に関わる身として出た率直な政党人のものとして興味深い。と当時の政治社会は、こういつた細部の事務手続きに関する要望が公然と出るような状況だつた。

選挙肅正運動については、その必要性は政党人やメディアすべてが認めていたが、運動のあり方については様々な意見があつた。県当局は運動の成果を評価し、『島根評論』も一定の評価を与えた。一方で、県議の天野は選挙肅正運動によつて選挙活動が制限されることに率直な苦言を呈した。政党は信頼回復のために運動の意義を認めつつその改善を図ろうとしていた。

## 第二章 第二〇回衆議院議員総選挙

### と第一一回島根県議会議員選挙

#### 第一節 第二〇回衆議院議員総選挙—政党勢力の流動化—

本節では、今回の中選挙における選挙肅正運動の動向と選挙結果をめぐる言説を確認したい。この選挙でも知事による講演会やラジオ放送、ポスター・ビラ・パンフレットの配布、スライドの送付など啓蒙活動が中心であつた<sup>(59)</sup>。重要なのはこうし

た啓蒙活動が翌年開かれる県議選にも継承されていくことである。

この総選挙では民政党と政友会が三議席ずつ獲得する結果となつた<sup>(60)</sup>。この総選挙で注目したいのは、一九二四年の総選挙以来当選を続けていた木村小左衛門が第一区（出雲部）において落選したことである。木村の落選については、『島根評論』の理事の一人である川上繁一が「島根政界の異変（二）—民政王国遂に覆る」で論じている。

即ち、「第一区は何と云つても若槻王国、民政党的金城湯池であ」り、櫻内、木村、原が当選し続けてきた。今回の選挙では三人とも「断じて高橋君は立候補すまいと見当をつけて、無投票区となるに違ひないと安心し切つて居られたやうである」と続けた。しかし、結果として高橋は立候補した。「虚を突かれては、巨豪と雖もたちたぢとならざるを得ないのである」。

「最近の情報に依れば第一区にも既に時代の目覚めがやつて来て居て青年乃至壮年級の人々の自覚と奮起を來して来て」おり、「唯だ事大思想的にのみ事を決することが出来なくなつたことが、此の度の選挙で明らかになつたのである。櫻内が民政党県議で「松江の少壮弁護士和田珍頼氏」を選挙の「総指揮官に」起用したことは、「確かに此の時代的推移を物語つて居ると共に、流石は世故に通じた櫻内氏だけあつて、時代の流れにそふたものと云はねばなら」ないだろう。一方、「木村派では相も变らず」民政党県議の「古老森山茂太郎氏の総指揮と来ては、時代錯誤」であると言わねばならない。「殊に森山氏は病後で氣力も衰えて、往年の元気は全くないにも拘らず、斯る人物を

頭に此の非常時日本の今日の選挙に望んだことは、全く木村氏一期の大不覚である」。更に「今回木村派に取つて非常な大打撃は」出雲製織の宍道政一郎氏が前回は木村氏の為めに推薦状を出した職工に早引きさせたりして大変に力を添えて居られたものが、今回は何故か全く無関心的な態度を取られたことである。「兎も角、一般大衆が目覚めたのである。そして此の目覚めた大衆の支持を受けたものが勝利者となるのである。木村氏が落選の悲運に遭遇せられたのも、其の一因は確かに茲に存する。木村氏が今後充分に時代に目覚めて大衆の中の真に裸体となつて飛び込んで大衆の支持を受けぬ限り、同氏の将来は誠に心細いものがある。好漢木村氏の若返りを熱望して止まない」。

川上の分析によれば、木村落選の背景には選挙準備が整つていなかつたことや、旧態依然とした選挙態勢で臨んだこと、出雲製糸の支援が受けられなかつたこと、一般大衆が目覚めたことなどが挙げられている。しかし、本稿が重要視したいのは事実がそうであつたかだけでなく、こういつた分析がなされ、『島根評論』誌上に掲載されていた点である。そもそも、木村は立憲青年党や若槻の後援会である克堂会の支援を受ける中で当選した政治家であり、当時のメディアでは憲政会勢力の伸長が政治的な目覚めであると評価されていた<sup>(61)</sup>。この事実は、議員の落選という選挙結果に対してこのような分析がなされたことは、新人議員当選の機運を高めたものと思われる。実態と

語られ方は相互に作用しながら、地域政治構造をも転換させていつたと言えよう。

木村落選の事実は、島根県内の政治情勢を大きく動かしていくこととなる。

## 第二節 第一回県議選 —新人議員の台頭—

一九三八年は島根県議会議員選挙の改選が予定されていた。

一九三七年の年末には『松陽新報』は「総選挙期日が三月早々である関係上一夜明けて昭和十三年の春を迎へたならば早くも各地には選挙風雲の影が動き出すことは必然であるが明朗にして新鮮な県政を熱望する県民としては相当新人輩出を期待するに相違ない(62)」と新人議員を待望する政治的な要望が生じつたあつたと報じている(63)。

さて、一九三八年に県議選が執行される中で選挙肅正運動も展開していた。この中で注目すべきは有志が結成した島根県郷土愛護同盟の活動である。理事長は弁護士の草光義質であり、彼はラジオ放送で「県民の多くが政党に入党するか入党の形式をとらなくても」相手党と感情的な対立を続けてきたとした上で、「県会議員も濫りに党派心に捉はれ県全体の利益を無視する様な傾向が甚し」く、全体の利益と個別の利益の区別が不明瞭になつてゐるとした。次に「元来政党は県会や町村会にて存立すべきものではなく、殊に外国と違ひ日本の国家は天皇御一人の御考で政治を行はせらるる国柄である関係上、又事実上国民の間に根本的に利害の相違のあるものがない国では、政党の主義綱領に根本的な差異がないのが当然であるから、其の政党

を誤解して政党に執着することは全然間違ひであり、衆議院では政党は必要かもしれないが「県、町、村委会に政党があれば弊害のみで誠に由々敷き大事」であると地方における政党解消を主張した(64)。

先に見た田沢と同じ典型的な地方自治からの政党排除論である。選挙肅正運動では政党排除論が一貫した論理の一つであつたと言えよう。この他には産業組合青年連盟が「青壯年の選出「党員のない人」を選出するべきであるとの記事を『組合新聞』に掲載した(65)。新人待望論と政党排除論が渦巻く中で県議選は執行された。

県議選の結果は民政党二四名、政友会三名、中立三名（内一名は民政党）であった（表3）。この県議選の特徴は大きく三つある。まず注目されるのは無投票選挙区の激減である。前回は一四の選挙区の内、七つの選挙区が無投票だつたが、今回は仁多郡、大原郡、飯石郡の三つにとどまつた。前回は八束郡での候補者調整において違反が続出した反省からか、多くの選挙区で激しい選挙戦が展開されたのである。『大阪朝日新聞島根版』はこうした状況は「事変下にふさはしい立候補陣を形成した」と評価した上で、選挙戦の模様は概して低調であり、演説会は二人しか集まらないという状況さえあつたものの、投票率は8割近くあつたことから選挙民は冷静に選挙に臨んだと評価した(66)。二つ目は、新人議員が一二名当選している点である。前回は九名の新人議員が当選しているが、その内五名は無投票での当選であつた。今回も無投票で当選した新人議員は三名と無投票当選の新人も若干減少している。重要なのは中西淳亮や

横山正造ら当選を重ねてきたベテラン県議が落選している点である。県議の入れ替えは地域政治構造が日中戦争下という状況の中で、変革を求める民意のもと変容しつつあつたことを意味している。三つ目はこれら新人議員の多くが既成政党に所属していた点である。地方議員の党派離脱は選挙肅正運動の中で唱えられ続けたが、それでもほとんどの議員が既成政党に所属していたのである。政党派を離脱して地方議会で活動するのは非現実的であり、中立候補の多くは泡沫候補に過ぎなかつたのである。

以上、本章で明らかにしたことをまとめると、第一に第二〇回衆議院議員総選挙は準備がままならないままの選挙であつたこともあり、議員の流動化を促した。解散を断行した林内閣は政党への懲罰を解散理由としていたが、政党勢力への懲罰という目的自体はこの結果に注目すれば果たせたと言えるのかもしれない。また、新人議員を求める民意が生じており、メディアもそれを「政治的な目覚め」であると好意的に評価した。これらの実態としての新人を求める民意と選挙結果、そしてそれを評価するメディアは相互作用しながら、地域政治構造にも変容をもたらしたのである。

第二に、こういった衆院選の結果を受けて、県議選では選挙の結果多数の新人議員が当選することとなつた。これらの議員のほとんどは既成政党に所属しており、政党勢力の弱体化が起きていたわけではない。一方で日中戦争という特異な状況が新人待望の声や政界の刷新を求める民意を更に押し上げ、既成政党に新陳代謝を促したと言える。これらの新人議員は当選後の

県議会では県会議長の選考をめぐつて主流派と対立し、最終的には新人議員らが推す山崎定道が議長に就任するという事態が起こつている(67)。新人議員の当選は県会の運営にも影響を及ぼしたのである。

### おわりに

本稿では政党内閣制崩壊前後の政党の状況を明らかにしてきた。以下、まとめと今後の課題を示したい。

第一に選挙肅正運動の展開と当該期の評価について。一九三四年の県議選は後に控える第一九回衆議院議員総選挙と選挙肅正運動の前哨戦と位置づけられたにもかかわらず、違反者が続出し再選挙が繰り返されることとなつた。これに対して『島根評論』は県議選の無用を説くなど政治不信が助長される結果となつた。この県議選では強引な候補者調整が違反を招いたと考えられた。選挙肅正運動の関係者であつた田沢義輔は無投票を批判していた。一方で、立候補を辞退した元県議の錦織彦太郎は候補者調整による無投票が非常時における肅正選挙のあるべき姿であると述べていたように、肅正選挙のあるべき姿とは何かがこの時点では定まつていなかつた。一九三四年の県議選の混乱は選挙がどうあるべきかを問い合わせ契機となつたと考えられる。こうした反省もあつてか、一九三六年の総選挙は一定の成果を上げたと好意的に受け止められた。県議の中からも選挙肅正運動の今後のあり方を見直すような発言が出るなど、政党とメディアと県当局が連携し、選挙肅正運動を深化させていくことが予想された。

第二に選挙結果をめぐる言説について。一九三七年の総選挙ではそれまで民政党が議席を独占してきた第一区において、政友会の高橋円三郎が初当選した。民政党の木村の敗因は選挙準備の不足などが考えられるが、重要なのは木村の敗因を島根県の政治的な目覚めと位置づける言説が登場したことである。かつて新人時代は立憲青年党の支援を受け、政治的な目覚めの象徴的扱いを受けた木村が今回は事大主義的な存在として扱われたのである。こうした言説は選挙民の今後の投票行動にも影響し、一九三八年の県議選における新人議員の当選の民意を補強したものと考えられる。一九三四年の県議選と違い、多くの選挙区で選挙戦が展開され、新人議員が当選したことは、戦時下の中で既成政党の中からも新人を待望する民意を受けた新陳代谢が起こっていたことを意味している。既成政党が多数を占める状況でも、政治的変化を求める民意は新人議員の当選という形で結実していくと言えよう。こうした政治的状況が一九四二年の翼賛選挙の前提となつていくのである。

第三に地方からの政党政派排除論について。従来ほとんど注目されてこなかつたが、選挙肅運動を貫く一貫した論理の一つに、地方自治からの政党政派排除というものがあつた。これ自体は決して新しい主張ではなく、メディア等で度々繰り返されてきたものだつた。しかし、中立候補の多くは泡沫候補でしかなく、地方議員は政党に所属する人物が一貫して過半数を占めており、全く現実性のない言説に過ぎなかつた。政党政治家の方が地方政治の現実を理解していたと言える。俵が指摘した通り政党が地方での対立を激化させたという側面だけでなく、元々

の地域的対立に党派的な対立が加味されたというのが正確だつたのではないか。更に島田が述べた通り、政党が個々の利益を追求することによつて最終的に全体の利益につながるという考え方の方が現実的であつたし、現に多くの地域がそうした形で発展していくのである。これは今日の政党論に当てはめれば「多元主義」に近いものであり、その水準の高さは評価すべきであろう。なぜ地方自治からの政党排除が出来なかつたのかはなお検討を要するが、一つには全体の利益の規定など不可能であり、個別の利益を代表する政党でなければ支持を獲得できなかつたのではないかと考えられる。先に政党に関する言説が実態にも影響を与えたと論じたが、選挙肅正運動に連なる地方自治からの政党排除の言説は、あまりにも地方の現実を無視した言説であつたため、実態にほとんど影響を与えることがなかつたと結論付けたい。ここに選挙肅正運動の限界を見出すことが出来る。

以上、本稿が明らかにしたことは①選挙肅正運動は初期段階において必ずしも手段が自明ではなく、選挙肅正の理由での候補者取り下げが地方政治の混乱を招いたことから、たとえ戦時下であつても選挙戦を存分に行うべきとする方向に転換した②立て続けに行われた衆議院議員総選挙は準備不足などもあつて新人議員当選の結果を招き、新人待望論が県内の有権者に広まつた③前回の県議選での反省から多くの新人候補が立候補してベテランの候補を多く下して当選したこと、ただしそのほとんどが既成政党に所属していたこと④地方議員は政党を脱すべきといふ議論が肅正選挙でも広く展開されたがほとんど実影響はない

く、政党政治家による反論の方が現実に即していたことであつた。選挙肅正運動は汚職の撲滅などの成果だけでなく、地域政治構造の変動に因らずも影響を与えたのである。一方で、政党勢力が地方での影響力を堅持したことは運動の限界を示すものであつた。選挙肅正運動とは、島根県に限つて言えば、既成政党内での新陳代謝を促す役割を果たしたと結論付けたい。

最後に本稿の課題を示したい。一つは島根県の地域政治構造の問題である。本稿で明らかにしたように、県会議員は郡レベルで選出されており、それぞれの郡の利害関係を代表していたと考えられる。また、民政党と政友会の県会議員の多くは町村長や産業組合役員などの地域の要職を経験した人物であり、経歴には大きな違いがないように思われる。それは島根県の民政党が憲政会に加えて旧政友本党系の人物が多く加わったためでもあると考えられる。そういう県議たちが代議士の集票ルートを担つていたとすれば、やはり両党の支持基盤に大きな違いはなかつたと理解すべきであろうか。また、いかに政治・経済的な関係上による支持基盤を固めたとしても、一九三七年の総選挙で木村が敗れたように、支持基盤なるものも絶対的なものではなかつたと理解すべきだろう。この点については島根県という地域の特性と今回明らかにした当時の選挙の特徴とをあわせて検討すべき点であろう。

今一つは翼賛選挙以後の展望である。一九四二年の翼賛選挙では三名の新人が当選する一方、俵孫一はじめ前職三名が落選している。本稿の見解に沿えば、新人待望の民意がこういつた結果をもたらしたと理解すべきであろう。この点についてもさ

らなる検討を要するところである。

### 【註】

(1) 榊 正夫『日本選挙制度史』(九州大学出版会、一九八六年)第三章。

(2) 粟屋憲太郎「一九三六、三七年総選挙について」(『日本史研究』第一四六号、一九七六年)、須崎楨一『日本ファシズムとその時代』(大月書店、一九九八年)二七四頁—二八五頁。

(3) 本間恂一「選挙肅正運動をめぐる政党と官僚」(『地方紙研究』第三六卷第一号、一九八六年)。

(4) 波田永実「選挙肅正運動の展開と地方政治構造の変容」(『日本歴史』第四五八号、一九八六年)。

(5) 有泉貞夫「昭和恐慌前後の地方政治状況」(『年報・近代日本研究六』山川出版社、一九八四年)。

(6) 河島 真「戦間期内務官僚の政党政治構想」(『日本史研究』第三九二号、一九九五年)、同『戦争とファシズムの時代へ』(吉川弘文館、二〇一七年)六九頁—七四頁、一八三頁—一八八頁、黒澤良『内務省の政治史』(藤原書店、二〇一三年)一〇七頁—一一二頁。

(7) 小栗勝也「非常時下における既成政党の選挙地盤の維持」(大麻唯男伝記研究会編『大麻唯男—論文編』(桜田会、一九九六年)、小南浩一「肅正選挙下における政党とその支持動向」(『北陸法学』第六卷第四号、一九九九年)、同

- (19) 錦織は一八七四年八束郡佐太村の出身（現松江市鹿島町）。一九二六年の県議選に憲政会から立候補して初当選した（『大阪朝日新聞山陰版』一九二六年二月二一日）。民政党系の人物としては珍しい元陸軍砲兵少佐という軍歴の持ち主で、在郷軍人会八束連合分会長を務めていた（『松陽新報』一九三〇年三月六日）。
- (20) 『松陽新報』一九三四年二月二六日。
- (21) 『松陽新報』一九三四年三月四日。
- (22) 『大阪朝日新聞島根版』一九三〇年三月二日。
- (23) 前掲『島根県選挙肅正運動総覧』（島根県、一九三六年）二三二頁。
- (24) 前掲『島根県選挙肅正運動総覧』二二〇頁—二三〇頁。以下、田沢の講演内容の出典は上記による。
- (25) 河島前掲「戦間期内務官僚の政党政治構想」、同『戦争とファシズムの時代』六九頁—七四頁、一八三頁—一八八頁。
- (26) 筒井正夫「『政党政治』確立期における地域支配構造
- (27) (4)（『彦根論叢』第二四九号、一九八八年）一〇二頁。
- (28) 「府県会議員と党人」『山陰新聞』一八九九年七月二一日。
- (16) 岡本俊人（一八七五—一九六〇）は現在の浜田市の出身。身で、元陸軍軍人。浜田町長を務めた（島根県歴史人物事典刊行会編『島根県歴史人物事典』山陰中央新報、一九九七年、以下人名に関しては断りのない限り本書からの引用による）。
- (17) 岡本俊人（一八七五—一九六〇）は現在の浜田市の出身。名望家の出身で、石見村長などを務め、戦後には初の民選浜田市長となつた。
- (18) 前掲『島根県選挙肅正総覧』四〇頁。
- (19) 『松陽新報』一九二七年一二月一日。
- (20) 『大阪朝日新聞島根版』一九三四年三月七日。
- (21) 『島根史学会会報』一九〇〇年、「再考・選挙肅正運動とは何だつたのか」（『選挙研究』第一五号、一九〇〇年）。
- (22) 官田光史『戦時期日本の翼賛政治』（吉川弘文館、一九一六年）五四頁。
- (23) 手塚雄太『近現代日本における政党支持基盤の形成と変容』（ミネルヴァ書房、二〇一七年）、車田忠繼『昭和戦前期の選挙システム』（日本経済評論社、二〇一九年）。
- (24) 杉谷直哉「島根県における憲政会・立憲民政党勢力の形成と展開」（『山陰研究』第十号、二〇一七年）。
- (25) 『大阪朝日新聞島根版』一九三〇年三月七日。
- (26) 桜前掲『日本選挙制度史』一八二頁—一八三頁。
- (27) 島根県編『島根県選挙肅正総覧』（島根県、一九三六年）三五頁。
- (28) 岡本間前掲「選挙肅正運動をめぐる政党と官僚」五頁。
- (29) 野島忠孝（一八六三—一九四四）は、現在の浜田市の出身で、元陸軍軍人。浜田町長を務めた（島根県歴史人物事典刊行会編『島根県歴史人物事典』山陰中央新報、一九九七年、以下人名に関しては断りのない限り本書からの引用による）。

- (30) 『大阪朝日新聞島根版』一九三四年三月七日。
- (31) 『大阪朝日新聞島根版』一九三四年三月一〇日。
- (32) 『大阪朝日新聞島根版』一九三五年六月二九日、『大阪朝日新聞島根版』一九三五年九月一〇日。
- (33) 同上。
- (34) 『大阪朝日新聞島根版』一九三五年九月二一日。
- (35) 『島根評論』については竹永三男「県人会・郷土雑誌考」(『山陰地域研究』第一号、一九八五年)を参照。郷土人雑誌は都市部に存在していた県人会が中心となつて発刊していた雑誌であり、都市部と地域を結ぶメディアであった。
- (36) 『島根評論』第二二卷第一〇号、一九三五年一〇月。
- (37) 前掲『島根県選挙肃正運動総覧』一七頁一一八頁。
- (38) 茶谷 翔「政党内閣期末から举国一致内閣期における政党をめぐる言説と政治」(『ヒストリア』第二八一号、二〇二〇年)。
- (39) 俵 孫一「地方自治と選挙」『民政』第七卷第五号、一九三三年五月。
- (40) 井上寿一「政友会と民政党」(中央公論新社、二〇一二年)一七七頁一一七九頁。
- (41) 井上敬介『立憲民政党と政党改良』(北海道大学出版会、二〇一三年)一九四頁。
- (42) 清水唯一朗「近代」(中公新書編集部編『日本史の論点』中央公論新社、二〇一八年)一五九頁。
- (43) 井上前掲『立憲民政党と政党改良』一三九頁一一四一頁。
- (44) 菅谷幸浩『昭和戦前期の政治と国家像』(木鐸社、二〇一九年)一八四頁。
- (45) 島田俊雄『現代政党論』(東京講演会出版部、一九三五年)二四頁一三一頁。以下、島田の論説は上記の出典による。
- (46) 高久嶺之介「有泉貞夫『明治政治史の基礎課程—地方政府状況史論』」(『日本史研究』第五九二号、二〇一一年)
- (47) 古厩忠夫『裏日本』(岩波書店、一九九七年)六九頁一八八頁一八九頁。
- (48) 沼本 龍「島根県における鉄道敷設運動の出発」(『松江市歴史叢書』第一号)松江市史研究 第一号 松江市教育委員会、二〇一〇年)、同「鉄道敷設法成立以前の山陰地域における鉄道敷設運動」(『山陰研究』第三号、二〇一〇年)。
- (49) 阿部恒久「『裏日本』はいかにつくられたか」(日本経済評論社、一九九七年)第六章。
- (50) 待鳥聰史「民主主義にとつて政党とは何か」(ミネルヴァ書房、二〇一八年)二八頁一三〇頁。
- (51) 島田俊雄「現代政党論」『政友』第四二二号～第四二二号、一九三五年八月、九月発行。
- (52) 「ざつくばらんに現代政党を語る」(一)～(八)『山陰新聞』一九三五年八月一六日一二三日。
- (53) この総選挙の争点や詳細については杉谷直哉「島根県における政党内閣崩壊前後の政党勢力の展開」(『日本政治法律研究』第四号、二〇二二年)を参照。

- (54) 前掲『島根県選挙肅正運動総覧』一二五頁—三四頁。
- (55) 杉谷前掲『地方メディア』の政党論』一四五頁。
- (56) 『島根評論』第一三卷第三号、一九三六年三月。
- (57) 官田前掲『戦時期日本の翼賛政治』四九頁。
- (58) 前掲『島根県選挙肅正運動総覧』五九一頁。
- (59) 島根県編『島根県選挙肅正運動概要』(島根県、一九三九年)一頁—六頁。
- (60) 一九三七年の総選挙については杉谷前掲「島根県における政党内閣制崩壊前後の政党勢力の展開」を参照。
- (61) 杉谷前掲「島根県における憲政会・立憲民政党勢力の形成と展開」六頁。
- (62) 『松陽新報』一九三七年一二月二三日。
- (63) 新人候補を求める意見は島根県だけでなく他地域でも見られた。小南浩一「肅正選挙から翼賛選挙へ」(『北陸法学』第八卷第二号、二〇〇〇年)三三頁を参照。
- (64) 前掲『島根県選挙肅正運動概要』二三一頁。
- (65) 前掲『島根県選挙肅正運動概要』一二三六頁—一二三八頁。
- (66) 『大阪朝日新聞島根版』一九三八年三月八日。
- (67) 『山陰新聞』一九三八年三月二九日。『山陰』は民政党支部内の旧憲政系と旧本党系の対立が伏流にあることを指摘し、新人議員の動きを「県会浄化革新の動きが大勢をリードした」と評している。

## 【追記】

本稿は二〇二一年三月二〇日に開催された島根史学会オンライン研究会で発表した内容に加筆修正を施したものである。当 日司会を務めていた小林准士氏と、貴重なご意見を賜つた竹永三男氏をはじめとする参加者の皆様に記して謝したい。

(表1) 島根県選舉委員一覧 (1934年)

役職	職業・肩書	氏名	備考	役職	職業・肩書	氏名	備考
会長	知事	福邑正樹		委員	山陰日日新聞松江支局長	新田隆二郎	
委員	松江地方裁判所長	末松正行		委員	山陰毎夕新聞松江支局長	齋藤好徳	
委員	松江地方裁判所検事正	谷田勝之助		委員	地方課長	小林誠一	
委員	内務部長	松島源造		委員	社会課長	浅野三郎	
委員	警察部長	土肥米之		委員	高等課長	野島種三	
委員	学務部長	熊野周二		幹事	社会課属	古瀬良逸	
委員	県会議長	恒松於菟二		幹事	地方課属	岡田秀勝	
委員	県会副議長	森山茂太郎		幹事	高等課警部補	田中隆盛	
委員	松江市長	石倉俊寛		講師	地方事務官	追静吾	
委員	県町村会長	森田準一郎		講師	地方事務官	古屋武助	
委員	県会議員	天野種三郎		講師	地方事務官	谷川才徳	
委員	県会議員	昌子亮一		講師	地方事務官	高橋貢	
委員	県会議員	大谷茂		講師	地方事務官	藤永勉	
委員	有効力者	野島忠孝	硯堂会会长 <sup>(※1)</sup>	講師	地方事務官	江口見登留	
委員	有効力者	岡本俊人	元民政黨島根支部副支部長 <sup>(※2)</sup>	講師	地方警視	大森健治	
委員	有効力者	水津直太郎		講師	地方警視	水川依夫	
委員	大阪毎日新聞松江支局長	越智祐男		講師	社会教育主事	東山好計	
委員	大阪朝日新聞松江通信部主任	越智経信		講師	島根県警部	佐々木進之助	
委員	松陽新聞社副社長	勝部本右衛門		講師	島根県警部	中永繁重	
委員	山陰新聞主筆	野津善之助					

※1 『大阪朝日新聞島根版』1932年1月27日。

出典：島根県編『島根県選舉委員運動總覽』（島根県、1936年）pp. 35-37

※2 『松陽新聞』1927年10月27日夕刊。

(表2) 1934年県議選当選者一覧

氏名	党派	当落	選出郡・市	前職/元職/新人	経歴	得票数
田中源一	民政党	当	松江市	前職	陸軍三等主計 商工会議所議員	3,381
土谷連之助	民政党	当	松江市	前職	吳服卸商	2,507
桜井文三郎	中立	落	松江市	新人	松江高校教師	971
石川長之助	民政党	当	八束郡	前職	教員 酒造業	—
青山善一郎	民政党	当	八束郡	前職	海產物商	—
奥名佐蔵	政友会	当	八束郡	元職	川津村長	—
山田律之助	民政党	当	八束郡	新人	県職員 郡是製糸	—
天野種三郎	民政党	当	能義郡	前職	郡会議員 会社經營	—
中原清	民政党	当	能義郡	前職	民政党島根支部総務	—
堀江理之助	民政党	当	仁多郡	新人	島上村在郷軍人会分会長 農会議員	—
藤原竹次郎	民政党	当	大原郡	前職	村委会員	—
安部栄重	民政党	当	飯石郡	新人	教員	—
宮崎實	政友会	当	飯石郡	新人	中野村長	—
石橋正彦	民政党	当	簸川郡	前職	平田町長	5,524
森山茂太郎	民政党	当	簸川郡	前職	農会議員 民政党島根支部總務	4,844
江角興義	民政党	当	簸川郡	前職	陸軍三等主計 農会副会頭	4,409
今岡栄	民政党	当	簸川郡	新人	小学校校長 江南村長	3,579
吉田省三	民政党	当	簸川郡	前職	教員 高松村長	3,549
森田準一郎	民政党	当	簸川郡	前職	大社町長 島根県町村会長	3,055
川上惣右衛門	政友会	落	簸川郡	元職	砲兵中尉 教員(※1)	2,327
森山與八郎	民政党	当	安濃郡	新人	佐比壳村長 産業組合青年連盟会長	—
加藤惣太郎	民政党	当	通摩郡	前職	郡会議員 温泉津町長 大森町長 県水産会長	3,237
吉田武一郎	政友会	落	通摩郡	新人	—	2,174

日 高 武 夫	政 友 会	当	邑智郡	新 人	田所村長	3,904
田 邊 茂 人	民 政 党	当	邑智郡	新 人	都賀行村職員	3,552
有 福 民 雄	政 友 会	落	邑智郡	前 職	川本町会議員 <sup>(※2)</sup>	2,238
前 田 重 義	中 立	落	邑智郡	新 人	—	264
中 西 淳 亮	民 政 党	当	那賀郡	前 職	新聞記者 黒松村會議員	—
寺 戸 光 次	民 政 党	当	那賀郡	前 職	酒造業 三隅町長	—
中 村 峯 一	政 友 会	当	那賀郡	前 職	下府村委会員 酒造業	—
山 崎 定 道	中 立	当	那賀郡	前 職	今市村委会員 那賀郡蚕糸組合長	—
横 山 正 造	民 政 党	当	美濃郡	前 職	教員 真砂村長	4,670
大 谷 茂	民 政 党	当	美濃郡	前 職	会社取締役 酒造業	3,627
越 智 獅 次 郎	民 政 党	落	美濃郡	前 職	—	1,850
前 原 友 喜	政 友 会	当	鹿足郡	新 人	七日市村委会員 七日市村在郷軍人分會長 医師	3,294
大 河 原 義 治	民 政 党	落	鹿足郡	前 職	騎兵軍曹 木部村長 <sup>(※3)</sup>	2,989
斎 藤 貞 太 郎	政 友 会	当	隱岐島	元 職	磯村村長	2,633
若 林 通 照	民 政 党	落	隱岐島	元 職	磯村村長 <sup>(※4)</sup>	2,500

出典：『松陽新報』1934年3月4日、5日夕刊、6日より作成。

※ 1：川上の経歴は『大阪朝日新聞山陰版』1926年2月20日より作成。

※ 2：有福の経歴は『松陽新報』1931年8月8日より作成。

※ 3：大河原の経歴は『松陽新報』1930年3月5日夕刊より作成。

※ 4：斎藤の経歴は『松陽新報』1930年3月5日より作成。

(表3) 1938年県議選当選者一覧

氏名	党派	当落	選出郡・市	前職/元職/新人	経歴	得票数
田中源一	民政党	当	松江市	前職	陸軍三等主計	3,318
土谷連之助	民政党	当	松江市	前職	商工会議所議員	2,507
桜井文三郎	中立	落	松江市	新人	呉服卸商	1,222
和田珍頼	民政党	当	八束郡	前職	弁護士	3,553
福原二郎	民政系中立	当	八束郡	新人	小学校長	2,959
佐藤忠次郎	民政党	当	八束郡	前職	会社役員	2,858
香川敏徳	民政党	当	八束郡	前職	会社役員 畜産組合長	2,569
石川重太郎	民政党	落	八束郡	前職	—	2,362
天野種三郎	民政党	当	能義郡	前職	民政党島根支部長	3,080
仙田伸一	民政党	当	能義郡	新人	山佐村長 山林会長	2,913
黒田幸治	中立	落	能義郡	新人	農業	2,032
富田要造	中立	当	仁多郡	新人	農業	—
黒田興吉	民政党	当	大原郡	新人	公吏	—
安部栄重	民政党	当	飯石郡	前職	農業	—
伊藤栄一郎	中立	当	飯石郡	新人	農業	—
山田金右衛門	民政党	当	簸川郡	新人	商工会長 酒造業	5,529
石橋正彦	民政党	当	簸川郡	前職	農会副会長 産業組合島根支会長	5,312
江角興義	民政党	当	簸川郡	前職	会社役員 農会副会長	3,855
今岡栄	民政党	当	簸川郡	前職	小学校長	3,799
本多常吉	民政党	当	簸川郡	新人	朝鮮總督府事務官 大社町議會議員	3,242
森山茂太郎	民政党	当	簸川郡	前職	今市町長	2,399
雲藤空善	政友系	落	簸川郡	新人	住職	1,249
兒玉勝之助	中立	落	簸川郡	新人	無職	264

森 山 興八郎	民政党	当	安濃郡	前職	佐比壳村長	産業組合青年連盟会長	3,051
松 下 源次郎	政友会	落	安濃郡	新人	農業		1,313
吉 田 直 方	民政党	当	通摩郡	新人	町社会副会長	産業組合長	f 2,436
木 島 経 之	中 立	落	通摩郡	新人	医師		1,635
白 井 定 光	中 立	落	通摩郡	新人	農業		1,217
日 高 武 夫	政友会	当	邑智郡	前職	田所村長		3,559
田 邊 茂 人	民政党	当	邑智郡	前職	都賀行村職員		3,058
野 田 秀 次	政友会	落	邑智郡	元職	農業		2,600
尾 原 俊 男	民政党	落	邑智郡	新人	農業		945
寺 戸 光 次	民政党	当	那賀郡	前職	酒造業	三隅町長	3,527
山 崎 定 道	民政党	当	那賀郡	前職	今市村會議員	那賀郡蚕糸組合長	3,305
小 川 孝 祐	民政党	当	那賀郡	新人	浜田町議會議員	米穀商	3,176
佐々木 弘 明	中 立	当	那賀郡	新人	所得調査委員		2,781
山 根 左 中	政友会	落	那賀郡	前職	水産業		2,223
中 西 淳 亮	民政党	落	那賀郡	前職	新聞記者	黒松村會議員	1,349
増 野 正	政友会	当	美濃郡	前職	農会長	益田町長	3,734
佐々木 進之助	民政党	当	美濃郡	新人	警察官	匹見上村長	3,264
横 山 正 造	民政党	落	美濃郡	前職	教員	真砂村長	2,678
財 間 淳	中 立	当	鹿足郡	新人	酒造業	津和野町長	畜牛改良組合長
宮 崎 弥三郎	政友会	落	鹿足郡	前職	—		2,971
若 林 通 照	民政党	当	隱岐島	元職	学校教員		2,349
今 崎 半太郎	民政党	落	隱岐島	新人	農業		1,813
斎 藤 貞太郎	民政党	落	隱岐島	前職	磯村長		1,140

出典：『大阪朝日新聞島根版』1938年2月25日、3月5日、『松陽新報』1938年3月4日、3月5日、同夕刊、3月6日より作成。

書評

# 松尾壽著 『近世後期隱岐嶼流人の研究』

杉 岳 志

本書は、隱岐での史料調査に基づき、近世後期の遠島刑および隱岐への流人に関する研究論文を発表してこられた松尾壽氏の論文集である。健康上の理由により著者による序論とあとがきの執筆は叶わず、それらに代えて小林准士氏の「『近世後期隱岐嶼流人の研究』に寄せて」と竹永三男氏の「あとがきにかえて」が収録されている。

本書の構成は次の通りである（副題は省略）。

- |                              |                          |
|------------------------------|--------------------------|
| 第一部　近世後期隱岐嶼流人の罪と罰            | 第六章　近世隱岐の女性の流人           |
| 第一章　近世後期隱岐嶼流人の罪状             | 第七章　寛政期畿内幕領における贈収賄とその処罰  |
| 第二章　日本近世刑罰体系下の遠島のランキング       | 第二部　隱岐嶼流人の生涯と生活          |
| 第三章　寛政五年備後国神石郡時安村百姓一揆と遠島について | 第八章　流人の結婚について            |
| 第四章　大塩の乱関係者の遠島について           | 第九章　文政九年隱岐国美田村火災と流人の居住空間 |
| 第五章　但馬国伊賀谷村の山論と庄屋平右衛門の遠島     | 第十章　流人の娘の画像をめぐつて         |
|                              | 第十一章　流人銘々伝               |
|                              | 補論　近世後期隱岐嶼の流人関係史料        |
|                              | 1　流人平右衛門の遺書「国之家土産」について   |
|                              | 2　流人西条左衛門の軌跡             |

あとがきにかえて（竹永三男）

「はじめに」は、流刑地隱岐までの移送中に日記を記した人物として知られる西条左衛門の罪状と京都から隱岐までの行程、そして隱岐での生活を紹介する。西条左衛門はその経歴から一般的な流人とは言い難いが、本章により隱岐への流罪の概要をつかむことが可能となる。

第一部「近世後期隱岐島人の罪と罰」は、隱岐へ遠島となつた罪人の科口書を糸口として、近世後期における遠島刑の特質を考察する。

第一章は近世後期に隱岐島前へ流刑となつた罪人一四三名の科口書を分析する。最も多い罪状は、追放刑を受けて立ち入りが禁止された地域、すなわち「御構場所」に立ち入つた「御構場所徘徊」で、一四三件中四八件が該当する。次に多いのが博奕宿と博奕胴取の各一四件であるから、御構場所徘徊罪の割合の大きさがうかがい知れよう。流人の多くは、初犯は軽微だったにもかかわらず、御構場所徘徊により刑が加重され隱岐へと流されたことが本章より明らかとなつた。

第二章は遠島刑の位置付けを検討する。遠島刑は近世の刑罰体系において死刑に次ぐ重刑と位置付けられていたが、実態は重追放以下の一般追放刑よりも遠島刑の方が「よりましな刑罰」（九六頁）であり、庶民の間にもそうした認識が存在したと述べる。前章に続き、生活の基盤であつた地を御構地として罪人から切り離す（それが故に罪人は御構地に立ち帰り、御構場所徘徊罪を問われて遠島となる）追放刑の過酷さを浮き彫りにする。

第三章は、これまで知られていないなかつた備後国神石郡時安村の百姓一揆について、隱岐への流人の科口書と流人の出身地の史料から明らかにする。

第四章は、遠島刑となつた大塩平八郎事件の関係者二二名の判決内容を検討する。十五歳以上の遠島者の大半は、本来重追放以下に相当する罪状であつたにもかかわらず、縁座制の適用

により遠島となつた。十五歳未満の子供たちに対しても、情状が酌量されることなく縁座制の適用により遠島の判決が下されている。こうした点から、近世の刑法に罪刑法定主義思想を見出すことはできないと著者は主張する。

第五章は、これまで発生の事実しか知られていないなかつた但馬国城崎郡伊賀谷村・郷野村間の山論について、新出史料を用いて詳述する。後半では、山論に敗れ隱岐へと流された伊賀谷村庄屋平右衛門の隱岐での生活や、家族や伊賀谷村村民らによる赦免活動などが紹介される。

第六章は隱岐に流された女性の科口書を分析する。隱岐への流人に女性が占める割合は小さく、科口書で罪状が判明する三名の女性流人の罪状は、いずれも彼女たちにすべての責が帰されるものではなかつた。著者は、近世日本においては女性の社会的地位が低いために女性が犯罪で主導的役割を果たすことが少なく、為政者側もそうした女性観に基づき女性の責任を男性よりも低く評価したために、重罪である遠島が女性に課されるケースが少なかつたと推測している。

第七章は、収賄の罪に問われた代官所手代が隱岐へ遠島となつた一件について、大坂町奉行所と評定所の判断を検証する。大坂町奉行所が追放刑を中心とする判断を下したのに対し、評定所はその判断を緩和し、特に贈賄側については財産刑を中心とした。著者は、厳格に追放刑を適用すると村政を停滞させかねないという現実を踏まえて贈賄側を減刑する一方、収賄側への見懲として最高責任者の元締二名は遠島に処したと評定所の判断を読み解いた。

第二部「隱岐嶋流人の生涯と生活」は隱岐に流された流人たちに焦点を当てる。

第八章は、流人の妻帯が認められていたとされる隱岐での流人の結婚について、実態を解明する。公認された流人の結婚は寛政十二年（一八〇〇）から享和二年（一八〇二）までの三年間に集中している事実を指摘し、政策として流人の結婚が進められた可能性が高いとして、隱岐では流人の結婚が公認されていたとする通説に見直しを迫っている。

第九章は火災の記録から流人の居住空間について考察する。

被害記録に記された流人の居宅と他の村民の居宅では立地や規模に大きな違いが見られないことから、近世隱岐においては流人が村落共同体に包み込まれていたと著者は主張する。また、火災の際に流人には独自の役割が課されていたことも指摘する。

第十章は、西ノ島町浦郷に伝わる女性の姿絵は小泉栄十郎なる流人の娘ヲフデを描いたものとする伝承を再検討する。著者の考察によれば、小泉栄十郎は隱岐に遠島となつた小泉庄司という人物の息子であり、ヲフデは栄十郎の娘であった。したがつて、栄十郎は流人ではなく、ヲフデは流人の娘ではないとして、従来の見解に疑問を呈した。

第十一章は初出時には三本の別個の文章であつた。取り上げられるのは、三名の被差別身分の流人である。彼らは被差別身分に生まれた者、あるいは罪を犯して被差別身分とされた者であつたが、若くして死去したと考えられる一名を除き、両名とも隱岐で村の女性と結婚した。著者はこの事実から、彼らが隱岐で身分的な差別を受けることはなかつたのではないかと推測

補論「近世後期隱岐嶋の流人関係史料」は史料の翻刻を掲載し解説を付す。1は第五章、2は「はじめに」に関わる史料である。

本書の成果と課題については、小林准士氏が巻頭の「『近世後期隱岐嶋流人の研究』に寄せて」で指摘しておられる。小林氏の指摘を評者なりに整理すれば、次の通りである。

成果の一点目は、追放刑と遠島刑の実態と問題点を浮き彫りにした点である。第一章や第二章により、居住地や主要都市を

御構地として犯罪者をその外へと放逐していく実態が明らかとなつた。遠島刑は死刑に次ぐ重罪という位置付けであつたが、受刑者によつては生活の手段が確保されている遠島刑の方が放刑よりも望ましいということさえあつたのである。

成果の二点目は、概説的な叙述や事例の紹介にとどまらず、各事例を歴史的に位置づけた点である。第三章や第五章の事例では、隱岐だけでなく流人の出身地でも史料を発掘し、事件発生の背景も含めた検討がなされた。第四章や第七章では法制度、第六章では性差を踏まえた詳細な分析がなされている。

一方、課題としては、①隱岐における流人同士の関係の解明、②隱岐と他の流刑地の比較検討、③諸藩の遠島刑や領外追放を廃止した諸藩の事例との比較を通じた近世の遠島刑・追放刑の全体像の追究、の三点が挙げられている。

以上、小林氏は第一部を中心に評価をされている。生活や文

化に関心を寄せる評者の関心からは、第二部を中心に若干のコメントをしたい。

第一部と比較しての第二部の特徴は、通説に対しても見直しを迫った点にある。①隱岐では流人の結婚が公認されていた（第八章）、②隱岐の事例ではないが、伊豆諸島では流人は「原始人さながらの小屋」（二五二頁）に居住していた（第九章）、③西ノ島町浦郷に伝わる女性の画像は流人小泉栄十郎の娘ヲフデの姿絵である（第十章）とする通説や伝承に対し、著者は①隱岐での流人の結婚は三年間に集中しており、政策的に実施された可能性が高い、②隱岐の流人の居住空間は他の村民とさほど変わらない、③小泉栄十郎は流人ではなく流人の息子である、と主張した。第一部の諸成果に比してこれらが持つ研究史上的意義は小さいかもしれないが、歴史研究の着実な成果として評価すべきであろう。

課題であると思われたのは、流人を受け入れる地域の側についての検討である。著者は流刑地島民の寛容さ、淳朴さ、温かさなどを強調されているが（第二章など）、これもまた検証が必要な通説ではあるまい。個々の流人と彼らを受け入れた地域との関係は多様だったはずである。地域の側は流人とどのようないく関係を構築していたのか、個別具体的な解説が望まれる。

流人の結婚についても、地域の側の視点から捉え直す必要があるだろう。著者は、流人との結婚が政策的に実施された可能性が高いとした上で、「（結婚した流人—引用者注）二〇人がどのようにして選ばれたのかという問題は残る」と述べる（二四六頁）。だが、その二〇人の結婚相手である女性たちはどのよ

うにして選ばれたのか、という問いは発していない。彼女たちの多くは結婚時の年齢が三十歳以上であり、何らかの事情により配偶者を持たず実家に暮らしていた。そうした彼女たちは自ら望んで流人の妻となつたのか、戸主の意向により嫁いだのか、はたまた政策として流人と結婚を命じられたのか。流人の在島中に離縁となつた事例は二〇件中一件のみであつたという点も念頭に、流人と結婚した女性たちの立場からも流人の結婚について考察すべきように思われた。

多岐にわたる成果を挙げた本書に対し、門外漢の評者は素朴な感想を述べることしかできなかつた。評者の力量不足による誤読や誤解もあるうかと思う。御海容を乞う次第である。

（清文堂出版株式会社、二〇二一年八月三一日発行）

# 松尾壽先生のご逝去を悼む

島根史学会会長 竹永三男

本会元会長の松尾壽先生（島根大学名誉教授）が、二〇二二年二月十一日、胸部動脈瘤破裂のため松江赤十字病院で逝去されました。先生のご逝去を悼み、ご冥福を心からお祈り申し上げます。

合掌

松尾壽先生は、一九三四年三月三日に岡山県で生まれ、故池橋達雄先生の跡を承けて二〇〇五年度から二〇〇七年度まで本会会長を務め、会を代表して本会年來の課題である島根県立文書館の設立、島根県史編纂を求める要請の先頭に立たれた。

先生は、大阪学芸大学卒業後、大阪市立中学校、市立・府立高等学校の教員として勤務し、働きながら京都大学大学院修士課程・博士課程で日本近世史を専攻された。一九七一年に山本清先生の後任として島根大学文理学部に赴任し、一九九七年に法文学部教授として定年退職するまで学生教育と近世史研究に従事したが、この間、現在の法文学部山陰センターの前身である島根大学山陰文化研究所の運営を担い、考古学研究室の創設に尽力し、法文学部長を二期四年間務めるなど島根大学の地域研究と学部運営に貢献された。退職後は樟蔭女子短期大学

に転じて教授・学長に、さらに大阪樟蔭女子大学学芸学部教授として二〇〇四年まで勤務した後、松江に戻られた。

大阪学芸大学で宮川満氏の指導を受けた松尾先生の第一の研究課題は、太閤検地を経て展開した近世封建社会の構造を、身分制・百姓論・農村論と斗代を対象とした石高制研究の各面から明らかにすることであった。「太閤検地の斗代について」（『史林』五〇一、一九六九年）は、太閤検地研究の重要な文献として三鬼清一郎編『豊臣政権の研究』（吉川弘文館、一九八四年）に収録されている。

第二の研究課題は『城下町松江を歩くI』（たたら書房、一九八六年。改訂・増補版『城下町松江の誕生と町のしくみ』松江市教育委員会、二〇〇八年）として刊行された城下町松江の歴史的構造の研究である。現在、松江城下町研究の根本史料となつていて、堀尾期の松江城下町絵図が島根大学附属図書館に所蔵されるに至ったのも、松尾先生の尽力によるものであつた。

松尾先生の第三の、そして生涯の研究課題は、隠岐流人の歴史的研究であった。島根大学着任六年後の一九七七年頃から隠岐島での史料調査を始めた松尾先生は、流人の「科口書」に出会い、その系統的調査・収集を重ねた（この調査は「古文書学実習」という授業科目として歴史学教室の夏の「恒例行事」となつた）。松尾先生の流人研究の特長は、それぞれの流人が「遠島」刑に処せられる原因となつた犯罪を、当の流人の暮ら

し・家族・労働とその生涯に分け入って分析し、これを法制史・女性史や近世の村と山論、百姓一揆、幕領代官・手代の収賄など幕藩制の断面とその特質を掘み出す研究にまで深化させていったことである。その成果は『近世後期隱岐嶋流人の研究』（清文堂出版、二〇二一年）として集大成された。同書の内容と意義については、小林准士氏が同書に寄せた序文、杉岳志氏による本号所載の書評をお読みいただきたい。

松尾先生の戒名は「史照院壽松寛明居士」、墓所は松江城と大山を望む千手院にある。

## 松尾壽先生の思い出

松本 美和子

### 一、第一印象

初めて松尾先生にお会いしたのは、私が島根大学一年の四月であった。教養の中で、先生の講義を選択したのである。ぎょろりとした眼の先生は、まるで学生に挑むかのように教室に現れた。目力がすごかった。最初のテーマは「大化の革新はなかつた」であった。教室はしーんとした。一年間、次々と驚きの内容であった。高校の時、日本史の先生が、「教科書は研究者の認識とは二十年遅れている」と言わわれたのは、こうしたことだったのか、と気づいた。とても興味深い、わくわくの講義であつた。

その後、先生の古文書の講義をとつた。回を重ねることに、受講者が減つていつた。学生による先生の評価などない当時は、こういう先生がいらつしやつたのである。

### 二、酷暑の古文書調査

一九八〇年代、私は島根大学の先生方の科学的研究関連の仕事をしていた。その中で、松尾先生のお手伝いをすることになった。一緒に仕事をすることになったのである。

夏休み、学生たちを連れて隱岐へ古文書調査に行く際、私も同行した。所蔵者の方が好意で提供された扇風機は、文書が飛ぶからと、使用禁止。「絶対汗を文書に落とすな」と言わされて、古文書をマイクロフィルムで撮影をする学生は大変だ。クーラーの利いた部屋で、デジカメ撮影をする現在では考えられない、過酷な調査であった。夕食後、班ごとに調査報告、学生たちが部屋に帰つてから、私は手書きで目録作成（ノートパソコンはない）、午後十時を過ぎることもあつた。先生は学生を一日中指導し、一番長く仕事をされた。その体力は、趣味のテニスに鍛えられたお蔭だらうか。

あまりに過酷なので、「文書を預かつて大学で調査したら如何でしょうか、所蔵者の方もそう仰っています」と言つたら、「火事でも出したらどうする、万が一のことがあつたら、君は責任がとれるのか」と、あの大きな目で迫られた。先生の隱岐通いは、その後も続いた。古文書は持ち主（所蔵者）のもとにあるのが一番相応しい。このことは、私の頭にしつかりと叩き込まれた。

### 三、木幡家文書の調査

数年後、宍道町の木幡家の古文書整理を依頼された先生のお手伝いすることになった。仕事場の宍道町中央公民館の和室では、地元の郷土史家石富寅芳氏が待ち受けておられた。「松本君、お茶にしよう」「さつき飲んだばかりですよ、もう少しやつてから」などという会話が度々で、石富氏はにこにこして私たちの話を聞いておられた。ある日、破損のひどい文書を見て「和紙一枚で修復できる」と言われ、「え?」と訝しがつたら、「では、やつてみせよう」といやに積極的。水を口に含み、文書にブファーッと吹きかけ（そんなことして、いいのかな?）、きれいな和紙をかぶせて放置された。結果、大成功。先生はしてやつたりの笑顔、私たちは口を開け茫然とした。

木幡家の文書調査をきっかけに、私は宍道町史編纂にかかわった。

### 四、感謝

先生との出会いから五十年近くが経つた。学部が違うのに先生の古文書の講義をとつたり、なぜか一緒に仕事をすることになつたり、不思議なご縁でつながつていた。本当に多くのことを教えていただいた。私は一般の方対象の古文書講座の講師となり、三十年が経つた。これも、先生の教え有らばこそだと思う。この紙面を借りて、感謝申し上げます。

石富氏は昨年亡くなられた。今ごろお二人は、あの頃の話をなさっているのかもしれない。

## 松尾壽先生を偲んで

堀家文書調査員 棚木利則

私は、一九七五年に島根大学文理学部文学科歴史学専攻に入学しました。松尾先生に初めてお会いしたのは、確か教養棟一〇〇番教室でのオリエンテーションだと思います。先生は、テニスウェアで我々専攻生を研究室に連れて行かれたと記憶しています。先生といえば真先にテニスウェアを着られた姿を思い浮かべます。目が大きく巨人の王選手に似ているなあとthought。(先生は熱烈なタイガースファンです)

一回生の時は、先生がつくられた古文書自主ゼミに入り、毎週火曜日の午後六時から八時まで勉強しました。先生はお忙しい中、都合がつけば極力指導に来られました。先生の指導は厳しく、出られた日は皆緊張して参加していました。私が教員退職後に古文書を読む仕事に就けたのはこのゼミのおかげだと思っています。自主ゼミは、古文書ゼミと考古研がありましたが、明治維新研究会・中世史研究会が結成され、歴史学研究室は大変な活気を呈しました。

私は、明治維新研究会を立ち上げ、松尾先生に顧問になつていただき、古文書ゼミと併せて指導してもらいました。古文書ゼミとして初めて学園祭で難破船の展示をしたり、明治維新研究会では島根大学の大山合宿所でのゼミ合宿をしたり、先生の指導のもとに充実した学生生活を送ることができました。勉強だけでなく、歴史学研究室はレクリエーションでも、先生方と

学生が一緒に楽しみました。歴研内のソフトボール大会・学園祭での野球大会・国文学研究室との野球等松尾先生は率先して参加されました。もちろん歴研のコンパにも。

また、史料調査にも連れて行つてもらいました。石見銀山での山中家史料調査、鉱山史の研究者でもある小葉田淳先生と近世史の朝尾直弘先生との銀山の史料調査、先生の生涯にわたる研究となつた隱岐島での史料調査等貴重な経験をさせてもらいました。なかでも隱岐島の史料調査は、一九七七年七八年と二ヶ年同行させてもらいました。当時の五箇村郷土館や都万村・那久村等で調査のイロハを教えてもらいました。昼間は撮影（当時はフィルムカメラで三六枚取りなので、しょっちゅう交換して大変でした。今のデジタルカメラは便利ですね。）一辺倒で大変でしたが、夜は民宿で酒を飲みながら先生と語り合つた時間は貴重な体験でした。ただ、行き帰りのフェリーの船酔いには閉口しましたが。

私が教員になつてからも先生には公私にわたりお世話になりました。一九八〇年に島根県歴史教育者協議会の事務局長になつた時、すぐに松尾先生に会長をお願いし、快く引き受けてもらいました。今はあまり活動ができていませんが、あの頃は年二回の定期研究会、年三、四回の会報、全国大会の複数参加、五年に一度の中国ブロック集会等活気にあふれていきました。先生は積極的に参加され、貴重なご助言をいただきました。特に島根県開催の中国ブロック集会には毎回参加され、二〇一九年の出雲市での集会が最後となりました。西谷古墳群や荒神谷遺跡を元気よく皆と一緒に歩かれた先生の姿が今でも思い出されます。

また、二月十一日の「建国記念の日」の反対集会や五月三日の憲法記念日の集会でも、いつもお会いしていました。特に五月三日には県民会館で奥様とご一緒に参加されている先生の姿が印象的でした。歴史学に根ざした先生の考え方は、最後までブレることなく貫っていました。私も見習いたいと思っています。先生のご冥福をお祈りします。



## 島根史学会 投稿規程

一、本会会員は、会誌『島根史学会会報』（年一冊発行）に、論文・研究ノート・史料紹介・書評等を投稿することができます。

一、原稿投稿は、随時受け付けています。なお、投稿を希望される場合には、できるだけ事前に本会事務局へご一報ください。

一、会誌への掲載は、前年度末（三月末日）までに受理したもののなかから、幹事会の判断により行うこととします。

一、投稿原稿は四〇〇字詰原稿用紙換算で、原則として五〇枚（仕上がり一五ページ）以内（図・表・註を含む）を目安とします。

一、ワープロ原稿での投稿に、ご協力を願いします。ワープロ原稿で投稿される場合は、できるだけ、縦書き、二八字×二五行、二段組で作成していただき、使用ソフトを明記のうえ、データをお送り下さい。

一、掲載の採否については、事務局において判断し、できるだけすみやかにお知らせします。

一、『島根史学会会報』は、最新号を除き、島根大学附属図書館ホームページの「しまね地域資料リポジトリ」にて公表されます。投稿される場合には、その許諾を条件とします。

一、掲載原稿の転載にあたっては、必ず本会の承諾を得て下さい。

一、本件について、ご不明な点があれば、事務局・編集担当までご連絡下さい。

## 編集後記

本号には、論文二編、書評一編を掲載しました。

鹿島美里論文は、戯作者山東京伝の洒落本『通言總籬』にえがかれた茶道具を手がかりに、松平不昧・雪川兄弟と京伝との知られざる文化交流の様相を浮かび上がらせたものです。杉谷直哉論文は、島根県において一九三四～三八年に実施された各二回の衆議院議員総選挙・県議会議員選挙を事例に、選舉肅正運動の実態や意義を問い合わせたものです。

本年二月十一日に、本会元会長の松尾壽先生がお亡くなりになられました。長年にわたる隱岐流人研究の集大成を出版されてから、半年後のことでした。本号には、杉岳志氏による同書の書評を掲載するとともに、お三方より追悼文をお寄せいただきました。松尾先生から賜りました御学恩にあらためて感謝申し上げますとともに、衷心よりお悔やみを申し上げます。

「島根史学会会報」第六〇号 二〇一二年七月二十九日発行  
編集・発行 島根史学会（会長・竹永三男）  
(〒六九〇一八五〇四 松江市西川津町一〇六〇)

振替口座	松江	電話	(〇八五二) 三二一六一九一
印 刷	(有) 松本印刷		〇一四七〇一〇一八九八四 島根史学会
電 話	(〇八五二) 五四一一二〇八		

【事務局・編集担当】  
〒六九〇一八五〇四 松江市西川津町一〇六〇  
島根大学教育学部 長谷川博史  
電話 (〇八五二) 一三三一六二八三  
E-mail hasegawa@edu.shimane-u.ac.jp